

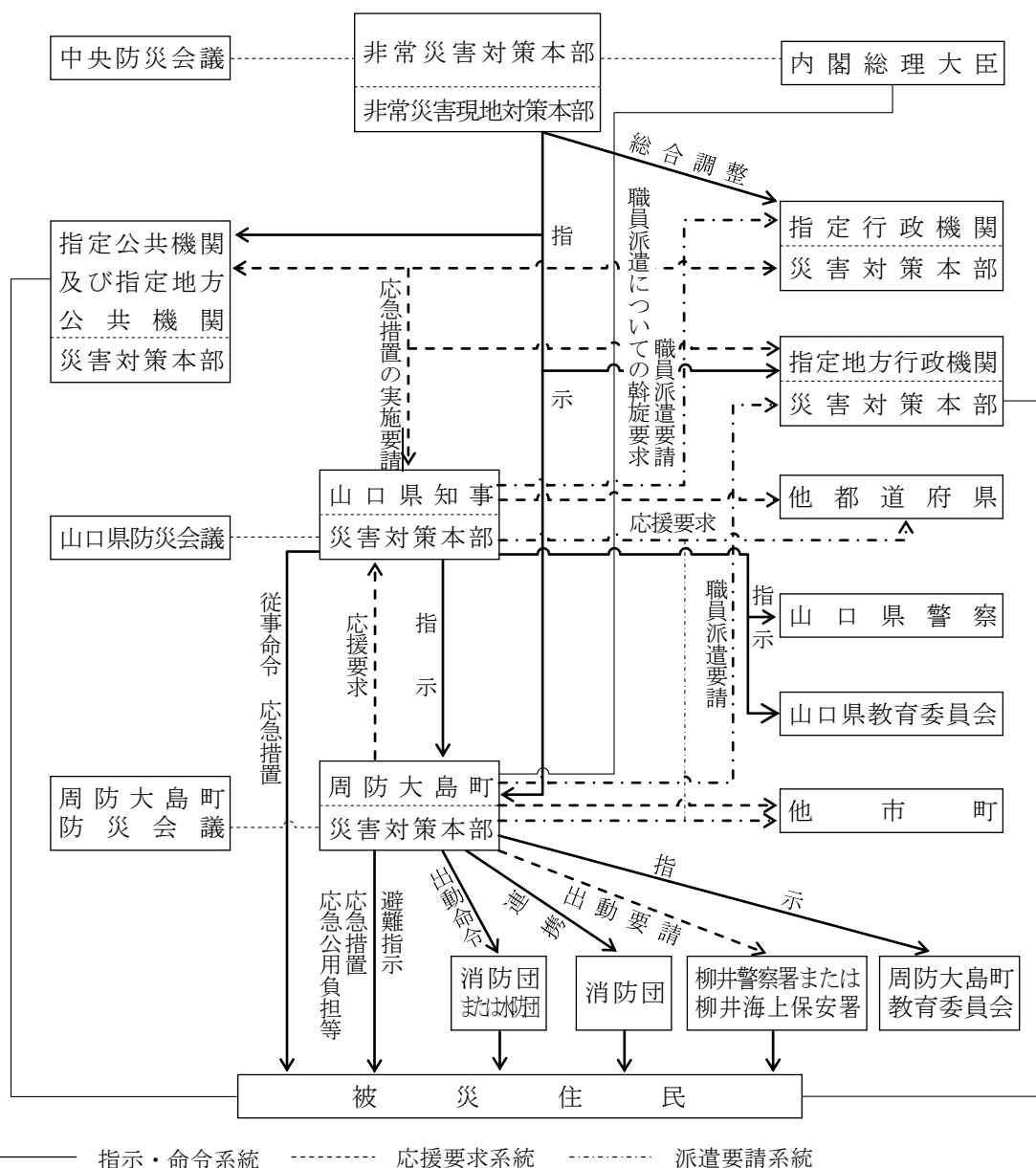
# 第3編 災害応急対策計画

## 第1章 応急活動計画

町の地域に地震、津波による災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、町は、県、防災関係機関及び住民と一致協力して、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮しつつ、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に止める必要がある。このため、災害応急対策に万全を期するため、応急対策活動の実施に必要な計画を定める。

### 第1節 町の活動体制

町長は、町の地域に地震、津波による災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令及び本防災計画の定めるところにより、県、他の市町及び防災関係機関並びに町内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能をあげて災害応急対策の実施に努める。



## 第1項 災害対策本部の設置

町長は、災害対策に係る責務を遂行するため必要があるときは、周防大島町災害対策本部（以下「町災対本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

### 1 町災対本部の設置基準

- (1) 町の地域内で震度5弱以上の地震が発生した場合
- (2) 「山口県瀬戸内海沿岸」に津波注意報が発令され、町に相当な災害が発生し、又は災害が予想されるとき。

### 2 町災対本部の組織及び運営

○本編第3編第1章第1節第1項2「町災対本部の組織及び運営」

### 3 現地災害対策本部の設置

○本編第3編第1章第1節第1項3「現地災害対策本部の設置」

### 4 県の現地災対本部との連携

○本編第3編第1章第1節第1項4「県の現地災対本部との連携」

### 5 休日・夜間発災時の本部機能の確保

大規模地震等の発生時には、初期段階での素早い対応がその後の防災対策の成否を左右する。

このため、夜間、休日を含め勤務時間外における本部機能確保を目的として、参集職員をもって「緊急初動対策班」を編成し、初期における活動体制の確保を図る。

#### (1) 緊急初動対策班

ア 休日・夜間に震度6弱以上の地震が発生した場合は、対策要員の確保が困難であると予想されるため、あらかじめ定められた事務分掌を超えて、参集した職員から順次「緊急初動対策班」を編成する。

イ 職員は、発災後直ちに登庁して、災害情報収集、本部設置等の職務を遂行し、本部機能の確保に努める。

#### (2) 配備体制の確保

整備した職員参集メールにより、非常時職員参集体制の確立を図る。

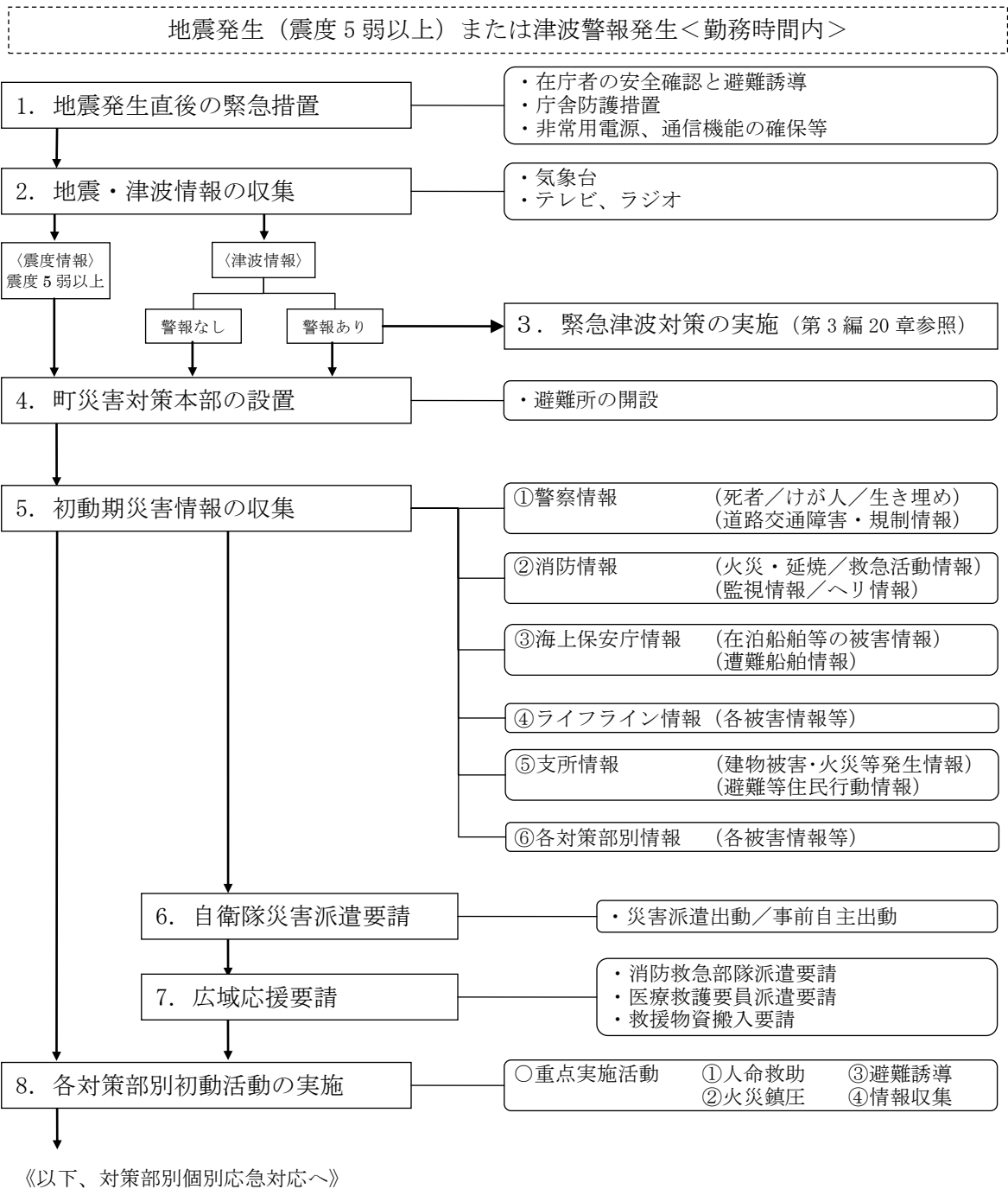
#### (3) 24時間体制の確保

宿日直職員を配備体制の中に組み込み、また職員参集メールにより、大規模地震発生時における初動体制を確保することとするが、今後防災対策に係る情報システム等の導入整備の検討を進める中で、24時間配備体制についても検討を進める。

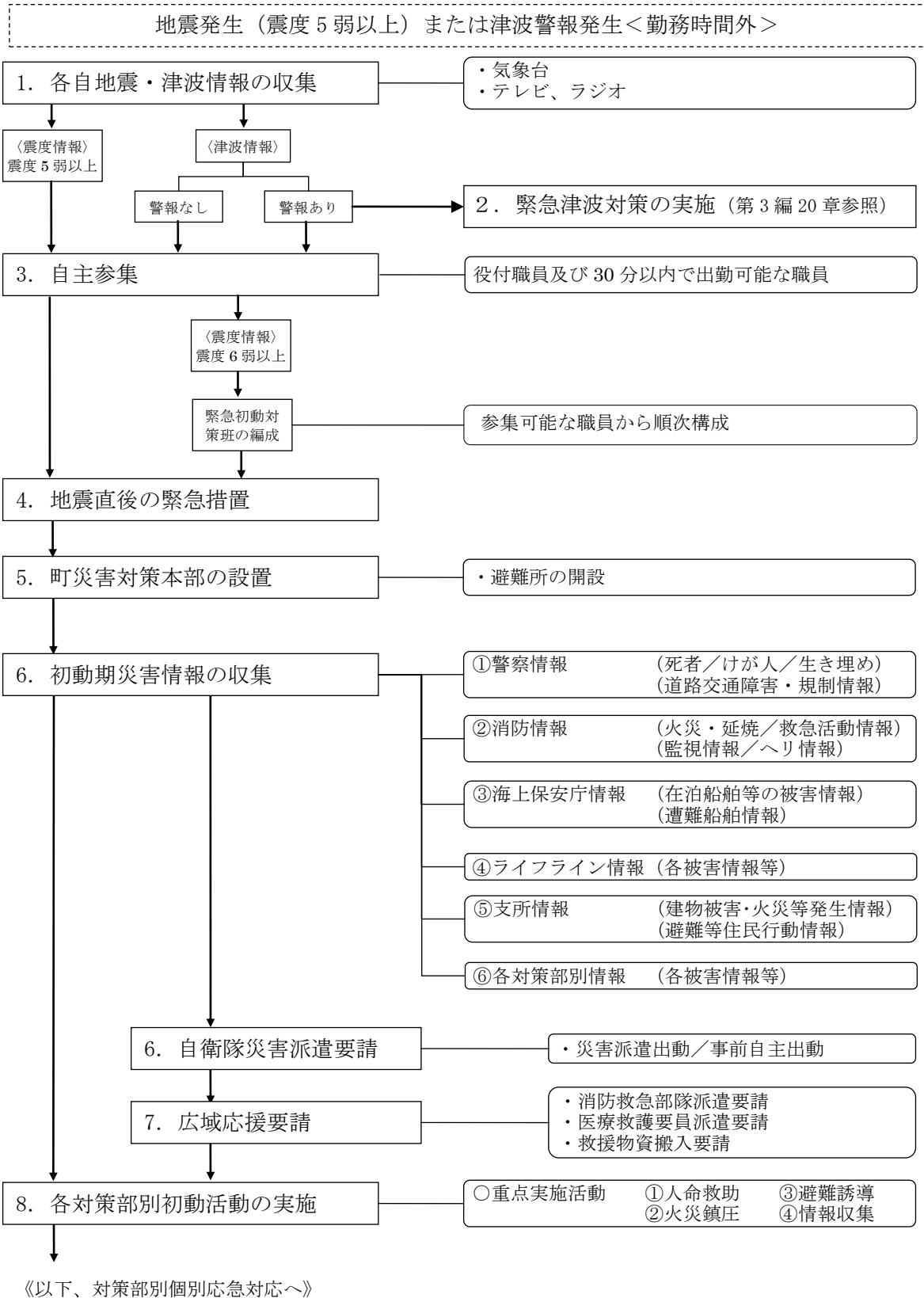
## 第2項 初動活動計画

大規模災害が発生した場合に災害発生直後から実施する初動活動について、1 勤務時間内、2 勤務時間外に災害が発生したケースに分けてその内容を定める。

# 1 勤務時間内の初動活動フロー



## 2 勤務時間外の初動活動フロー



### 第3項 応急活動計画

災害発生時に実施すべき、主な応急対策の流れを以下に示す。

主な 応急対策事項	被災直後～ 発災後 24 時間以内	発災後 24 時間～ 72 時間以内	発災後 1 週間以内
情 報	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況、初動対応状況等情報の収集と伝達</li> <li>被害全体状況、生命維持に関する情報等の住民への広報</li> <li>安否確認（職員等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況、初動対応状況等情報の収集と伝達</li> <li>災害広報紙の発行、配布</li> <li>災害時要援護者、外国人への広報活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者の生活情報の収集、伝達</li> <li>町外避難者への情報提供</li> </ul>
救助・救急、 医療等活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>生き埋め者等の救出活動</li> <li>救急医療活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生き埋め者等の救出活動</li> <li>救急医療活動</li> <li>後方医療機関への搬送</li> <li>健康管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急医療活動</li> <li>健康管理</li> </ul>
避 難	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の設置、運営</li> <li>避難所開設状況の把握</li> <li>広域避難場所の開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の運営</li> <li>避難所の医薬品、生活必需品の供給</li> <li>避難所の衛生管理、食中毒対策・指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所への仮設風呂の設置</li> <li>避難者数等の実態把握</li> </ul>
応 援	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域応援の要請、受け入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域応援の受け入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域応援の受け入れ</li> </ul>
緊 急 輸 送	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等の被災状況の把握</li> <li>緊急輸送路の確保</li> <li>道路啓開の実施</li> <li>交通規制の実施状況の把握</li> <li>港湾施設等被災状況の把握、航行規制</li> <li>緊急車両通行路の確保</li> <li>ヘリポートの被災状況の把握及び臨時ヘリポートの設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通規制の強化</li> <li>緊急車両通行路の確保</li> <li>航行規制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通規制の強化</li> <li>緊急車両通行路の確保</li> <li>航行規制</li> </ul>
供 給	<ul style="list-style-type: none"> <li>食料、飲料水の確保、供給</li> <li>生活必需品の確保、供給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食料、飲料水の供給</li> <li>生活必需品の供給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧した水道施設による生活用水の供給</li> <li>食料の供給</li> <li>救援物資の配給</li> </ul>
遺体の処理・ 埋 葬	<ul style="list-style-type: none"> <li>火葬場等施設被災状況の把握</li> <li>棺や骨つぼの確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺体の搬送</li> <li>火葬場の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺体の搬送</li> </ul>
清 掃	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理場等の被災状況の把握</li> <li>避難所等への仮設トイレの設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿処理</li> <li>ごみ収集処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿処理</li> </ul>
応 急 住 宅	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急仮設住宅建設の準備</li> <li>被災住宅応急修理</li> <li>公営住宅応急修理</li> <li>住宅障害物の除去準備</li> </ul>
応 急 教 育	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校再開の準備</li> </ul>
要配慮者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者の被災状況等の把握</li> <li>緊急介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者に対する福祉サービス</li> <li>重症要配慮者の施設への</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者に対する福祉サービス</li> </ul>

主な 応急対策事項	被災直後～ 発災後 24 時間以内	発災後 24 時間～ 72 時間以内	発災後 1 週間以内
		収容	
ボランティア 活動支援	・ボランティアセンターの 設置	・ボランティアへ情報提供 ・ボランティアニーズの把 握	・ボランティアへ情報提供 ・ボランティアニーズの把 握
ライフライン 施設の応急復 旧	・各ライフライン被害状況 の把握	・各ライフラインの復旧状 況の把握	・各ライフラインの復旧
火災対策	・同時多発火災の消火活動	—	—
生活再建	—	—	・罹災証明の発行の準備

#### 第4項 動員配備計画

##### 1 配備体制

###### (1) 第1 警戒体制

###### ア 地震

災害の拡大を防止するため必要な準備の開始及び災害情報の収集活動を主とする体制

###### イ 津波

海面監視、関係機関等からの気象・水面現象等の情報収集活動体制

###### (2) 第2 警戒体制

###### ア 地震

局地的な災害が発生し、なお拡大のおそれがある場合の体制で、情報収集、防災関係機関との連絡活動事態の推移によっては第1非常体制に切り替える体制

###### イ 津波

津波による災害の発生が予想されることから、住民への避難広報・誘導、災害の拡大防止のための必要な準備の開始及び発生後における災害情報、災害応急対策に必要な諸準備に取り組む体制

###### (3) 第1 非常体制

大規模な災害が発生し、又は災害が予想される場合で、町災対本部の関係対策部により、災害発生 of 未然防止措置又は災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに第2 非常体制に移行する。

###### (4) 第2 非常体制

町の総力をあげて災害対策に取り組む体制で、全職員による体制とする。

##### 2 職員の動員体制

###### (1) 動員体制の確立

ア 災害対策本部設置時の部長に充てられる者は、それぞれの部内の動員計画を作成し、職員に周知しておく。

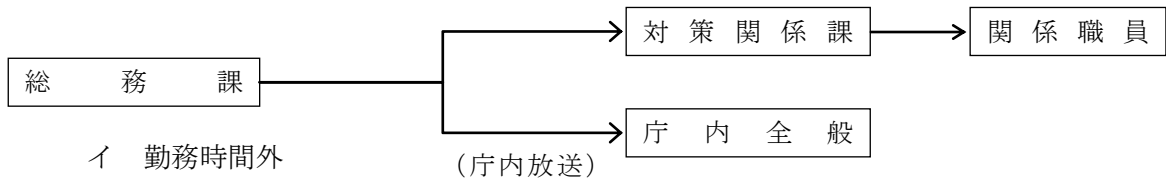
イ 各所属長は、発災初期の情報収集、本部設置準備等の活動に従事する職員について出勤時間等を勘案し、あらかじめ指名しておく。

ウ 夜間、休日等の勤務時間外の災害発生に備え、初動体制、情報連絡体制を整備しておく。

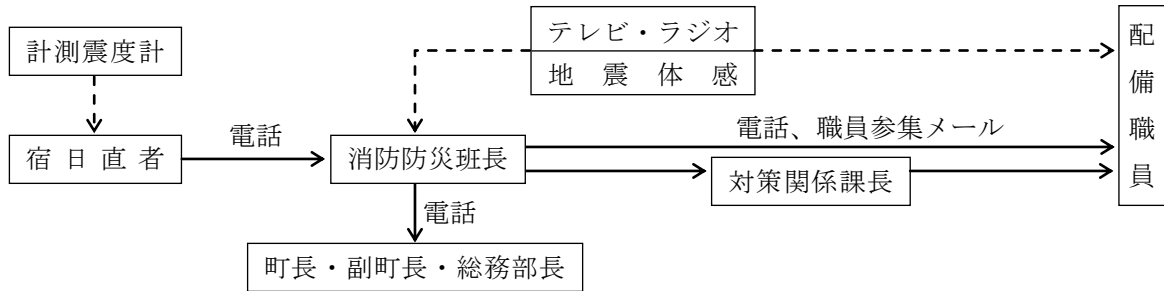
## (2) 配備課への連絡系統図

### ア 勤務時間内

(庁内電話、掲示板、職員参集メール)



### イ 勤務時間外



## 3 動員の方法

(1) 勤務時間内にあつては、庁内放送防災行政無線、電話及び携帯電話へのメール送信で呼出を行う。

(2) 勤務時間外

第1・第2警戒体制では、配備当番に対して非常連絡網による電話及び携帯電話へのメール送信で呼出を行う。

(3) 自主参集

町の地域に震度5弱以上の地震が発生した場合又は津波注意報が発表された場合は、あらかじめ指名された職員は、配備連絡等を待たずに、直ちに所属の課等に参集する。

(4) 非常参集

勤務時間外等において大規模な地震（震度6弱以上）が発生した場合は全職員の自主参集となるが、交通途絶のため所定の配備につくことができないときは、最寄りの総合支所、出張所に参集し、各施設長等の指示に従う。

なお、この場合、速やかに所属長に連絡する。

## 第2節 支援活動体制

○本編第3編第1章第2節「支援活動体制」

## 第2章 災害情報の収集・伝達計画

災害発生時において、迅速・的確に応急対策を講じるうえで災害情報の収集、伝達は最も重要なものとなるため、県をはじめ防災関係機関から正確な情報を迅速に収集し、的確に伝達するものとする。

また、広報は、被災地の混乱を防ぎ人心を安定させるうえで重要な役割を担うため、適宜適切な広報を実施する。

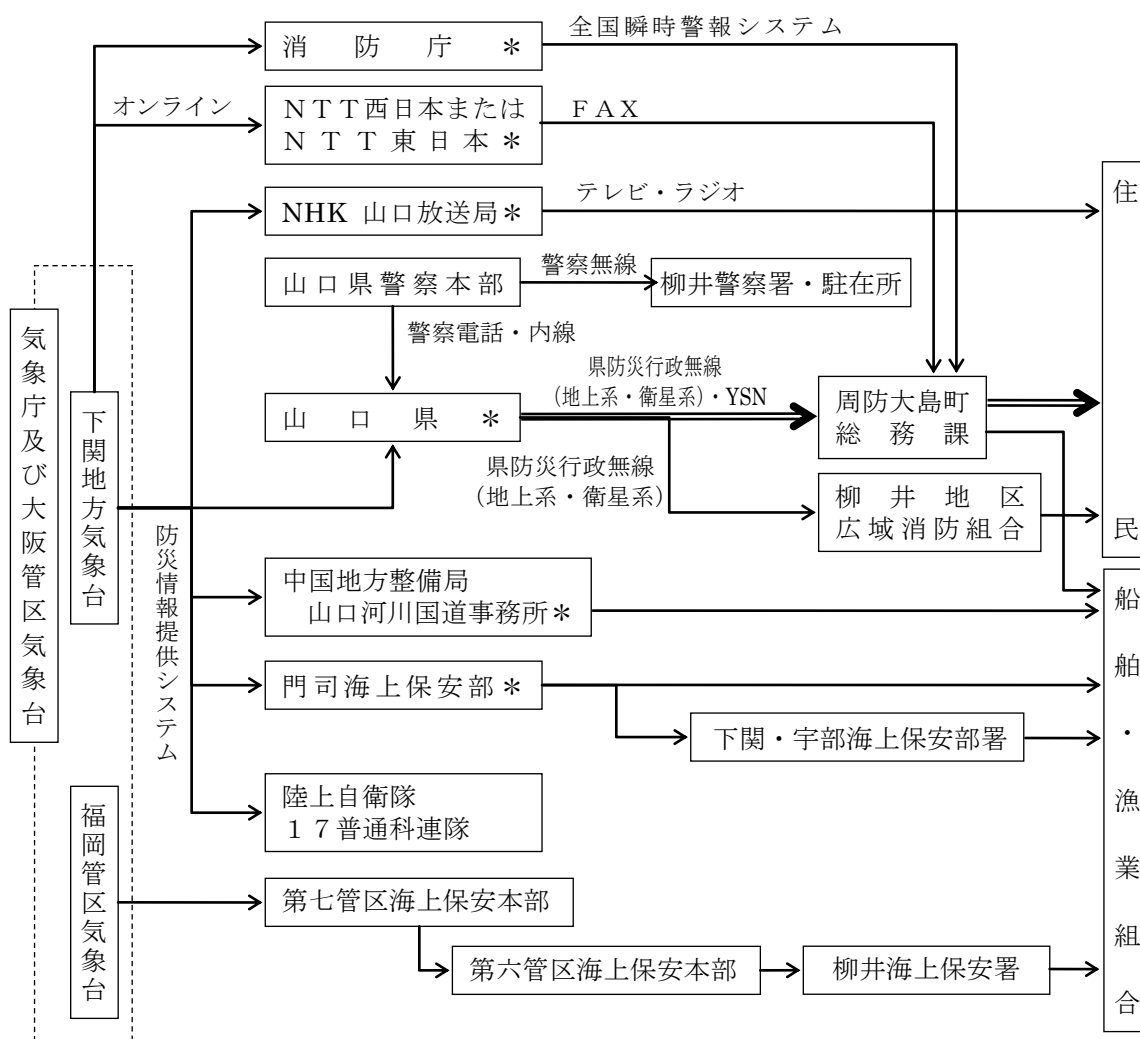
### 第1節 災害情報計画

町は、防災関係機関から得た情報を住民等に迅速かつ正確に伝達し、災害の発生を未然に防ぎ、あるいは被害の軽減を図る。本節では、災害に関する予警報の発表・伝達について必要な事項を定める。

#### 第1項 大津波警報・津波警報・注意報及び地震・津波情報に係る伝達

町は、各防災関係機関との相互の有機的連携のもとに、地震、津波に関して必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに住民及び関係機関に伝達する。

##### 1 気象台からの伝達系統図



(注)「\*」は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

(注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路



2 町における伝達系統図

○本編第3編第2章第1節第2項2(1)「総括図」

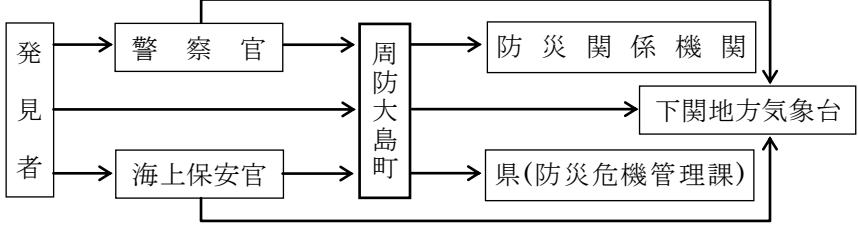
第2項 関係機関による措置事項

地震情報、津波予報の伝達等に関して関係機関が実施する措置は、次のとおりである。

関係機関	措置内容
<p>気象台 (緊急地震速報は 気象庁本庁)</p>	<p>1 大津波警報・津波警報・注意報及び地震・緊急地震速報・津波に関する情報の伝達</p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報</p> <p>ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等</p> <p>気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。</p> <p>【資料編：資料 震3-2-1-1津波警報等の種類と発表される津波の高さ等】</p> <p>イ 津波警報等の留意事項等</p> <p>沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。</p> <p>津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。</p> <p>津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。</p> <p>(2) 津波情報</p> <p>ア 津波情報の発表等</p> <p>津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。</p> <p>【資料編：資料 震3-2-1-2 津波情報の種類と発表内容、最大波の観測値の発表内容、最大波の観測値及び推定値の発表内容】</p> <p>イ 津波情報の留意事項等</p> <p>① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</p> <p>津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。</p> <p>同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくる場合がある。</p>

関係機関	措置内容
	<p>津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。</p> <p>② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。</p> <p>③ 津波観測に関する情報 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。</p> <p>④ 沖合の津波観測に関する情報 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。</p> <p>(3) 津波予報 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。 <b>【資料編：資料 震3-2-1-3 津波予報の発表基準と発表内容】</b></p> <p>(4) 緊急地震速報 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報は、地震動特別警報に位置づけられる。 下関地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。 <b>【資料編：資料 震3-2-1-4 地震情報の種類とその内容】</b></p> <p>(5) 地震活動に関する解説情報等 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。</p> <p>ア 地震解説資料 担当区域内の沿岸に対し津波警報等が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、津波警報等ならびに地震および津波に関する情報や関連資料を編集した資料。</p> <p>イ 管内地震活動図及び週間地震概況 地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。</p> <p>2 周防大島町の津波予報区の範囲</p>

関係機関	措置内容
県	<p>・山口県瀬戸内海沿岸</p> <p>1 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達 地震、津波等の重要な注意報及び警報について、気象台、警察本部から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、県防災行政無線（地上系・衛星系）またはY S Nにより市町及び消防本部に通知するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。 この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い他の通信に先だった取り扱いを行うものとする。</p> <p>2 近地地震、津波等に係る情報の伝達 県内市町村で震度4以上の地震が観測された場合、収集した地震情報を、直ちに沿岸市町村、消防本部、警察本部に伝達するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。</p> <p>3 重要な情報の伝達 地象、水象その他の災害原因に関する情報について、気象台、市町村、県出先機関、防災関係機関等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、関係市町村、消防本部に対して伝達するとともに、関係部局、関係防災機関に通報する。通報を受けた部局は、直ちに、所属出先関係機関に通報する。</p> <p>4 関係機関等における津波予報の受信様式 市町及び消防本部については、防災行政無線地上系又は衛星系によりF A X送信されるが、止むを得ない場合は音声となる。また、県出先機関については、地上系によりF A X送信されるが、止むを得ない場合は音声での伝達となることから、「津波警報、注意報受信用紙」により受信するものとする。</p>
警察本部	<p>1 異常現象の通報 柳井警察署長は、異常現象を認知したとき、又は住民からの通報を受けたときは、速やかに町及び下関地方気象台に通報する。</p>
周防大島町	<p>1 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達</p> <p>(1) 地震、津波等の重要な注意報及び警報について、県、警察署（駐在所）、N T Tから通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに住民に周知する。 この場合、柳井警察署、消防組合、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じるものとする。</p> <p>(2) 住民等への津波警報、避難勧告等の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておくものとする。 また、伝達先等に漏れがないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認をしておくものとする。</p> <p>(3) 漁港、港湾、船だまり、海水浴場、釣場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事現場等多数の者が利用あるいは働いている施設の管理者等に対して、あらかじめ津波警報等発令時等における避難誘導等への協力体制を確保しておくものとする。</p> <p>2 近地地震、津波に対する自衛措置</p> <p>(1) 近海で地震が発生した場合、気象台からの津波警報発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。 強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生を考えて町長は、直ち</p>

関係機関	措置内容				
	<p>に、次の措置を講じる。</p> <p>ア 海浜、港湾等にある者、海岸付近の住民等に、直ちに、安全な場所に避難するよう勧告又は指示する。</p> <p>イ 海浜、港湾等に所在する施設の管理者等に対して、必要な避難誘導をとるよう要請する。</p> <p>(2) 町に対する津波情報の伝達は、放送による方が早い場合があるので、地震感知後少なくとも当該地方の報道機関の放送を一定時間（1時間以上）聴取する。責任者及び海面監視のための要員を定め、近地地震津波に備えておくものとする。報道機関からの津波警報が放送された場合においても、町長は、直ちに、上記による措置をとるものとする。</p> <p>(3) 津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない場合、及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった場合は、気象業務法施行令第8条の規定に基づき、「津波警報」を公表し、適切な措置を講じるものとする。</p> <p>(4) 地震情報の早期収集を目的に、県により「計測震度計」が設置されており、これの観測値等も参考にして、上記(1)に掲げる措置を速やかに実施するものとする。</p> <p>3 異常現象の通報</p> <p>災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、県（防災危機管理課）、防災関係機関、下関地方気象台に通報する。</p> <p>(1) 通報系統図</p>  <pre> graph LR     A[発見者] --&gt; B[警察官]     A --&gt; C[海上保安官]     A --&gt; D[周防大島町]     B --&gt; D     C --&gt; D     D --&gt; E[防災関係機関]     D --&gt; F[下関地方気象台]     D --&gt; G[県(防災危機管理課)]     G --&gt; F     </pre> <p>(2) 通報を要する異常現象</p> <table border="1" data-bbox="475 1400 1401 1662"> <tr> <td data-bbox="475 1400 721 1473">異常潮位 異常波浪</td> <td data-bbox="726 1400 1401 1512">天文潮（干潮）から著しく崩れ、異常に変動した場合 海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風波で、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1518 721 1662">地震動により引き起こされる現象 その他地震に関するもの</td> <td data-bbox="726 1518 1401 1662">地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一体の異臭等 群発地震</td> </tr> </table> <p>(3) 通報項目</p> <p>ア 現象名    イ 発生場所    ウ 発見日時分    エ その他参考となる情報</p> <p>4 一般的な災害原因に関する情報の通報</p> <p>地象等災害原因に関する重要な情報について、県、警察及び関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民に周知する措置を講じるとともに、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者等に通報するものとする。</p> <p>5 県からの津波警報等の受信取扱い</p> <p>県からの伝達は、通常県防災行政無線衛星系によりFAXで送信される</p>	異常潮位 異常波浪	天文潮（干潮）から著しく崩れ、異常に変動した場合 海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風波で、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合	地震動により引き起こされる現象 その他地震に関するもの	地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一体の異臭等 群発地震
異常潮位 異常波浪	天文潮（干潮）から著しく崩れ、異常に変動した場合 海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風波で、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合				
地震動により引き起こされる現象 その他地震に関するもの	地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一体の異臭等 群発地震				

関係機関	措置内容
	が、止むを得ず地上系による場合は音声での伝達となることから、「津波警報、注意報受信用紙」により受信するものとする。
柳井地区広域消防組合	<p>1 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達 地震、津波等の重要な注意報及び警報について、県、柳井警察署（駐在所）、関係市町村から通報を受けたときは、直ちに、消防署等に一斉通知し、住民への周知を図る。</p> <p>2 近地地震津波に対する情報の伝達 強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、地震津波の発生を考え、直ちに、沿岸住民等に対して注意の呼び掛け、避難誘導活動等の措置をとる。</p> <p>3 異常現象その他の情報の伝達 異常現象、地震に起因して発生する水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを町関係部局、県（防災危機管理課又は守衛室）及び関係機関に通報するとともに、住民に周知する。</p>
柳井海上保安署	<p>1 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達 地震、津波等の重要な注意報及び警報等について、管区气象台（福岡、大阪）等から通報を受けたときは、次の対応を行う。</p> <p>(1) 無線により、航行船舶及び操業漁船に周知し注意喚起する。</p> <p>(2) 巡視船艇により、港内在泊船、海上作業関係者、磯釣り客等に周知し、沿岸付近からの避難を勧告する。</p> <p>(3) あらかじめ定めた伝達経路に従い、電話連絡等により関係機関、関係事業所等に周知する。</p>
西日本電信電話株式会社 及び 東日本電信電話株式会社	<p>1 警報の伝達 気象業務法に基づいて、気象庁本庁及び大阪管区气象台から伝達された警報をFAXにより関連市町に連絡する。</p> <p>2 警報の取扱い順位等 警報は、全ての通信に優先して取扱い、特に津波警報は他の警報に優先して取扱う。</p>

### 第3項 土砂災害警戒情報

○本編第3編第2章第1節第4項「土砂災害警戒情報」

#### 8 地震等発生時の暫定発表基準

次の事象が発生した場合、山口県土木建築部と下関地方气象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定する。

##### (1) 対象となる事象

- ・震度5強以上の地震を観測した場合
- ・台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合

##### (2) 暫定発表基準について

地震発生の場合、原則として、以下の割合を乗じた暫定基準とする。その他の事象の場合は、山口県土木建築部と下関地方气象台は、速やかに国土交通省砂防部、国土技術政策

総合研究所、気象庁予報部等に相談し、必要に応じて関係機関等から意見を聴取しつつ、暫定基準の設定を調整する。

[通常の基準に乗じる割合]

	震度 5 強の地域	震度 6 弱以上の地域
土壌雨量指数	8 割	7 割

#### 第 4 項 土砂災害緊急情報

○本編第 3 編第 2 章第 1 節第 5 項「土砂災害緊急情報」

### 第 2 節 災害情報収集・伝達計画

○本編第 3 編第 2 章第 2 節「災害情報収集・伝達計画」

#### 第 1 項 情報収集・伝達連絡系統

○本編第 3 編第 2 章第 2 節第 1 項「情報収集・伝達連絡系統」

#### 第 2 項 町の情報収集伝達措置

災害発生時には、町は、積極的に所属職員を動員し、または関係機関の協力を得て災害応急対策に必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達する。

##### 1 災害情報収集体制の確立

大規模地震発生時、町が震源地又は震源地に近い場合、通信・交通網の途絶、庁舎被害等により、初期の災害応急活動に必要な情報収集に支障をきたすおそれがある。

このため、大規模地震発生時における災害情報収集体制に関して、次のとおり定める。

- (1) 情報収集及び報告責任者を別途定める。(地区別、災害種別毎)
- (2) 町職員のみでは不足する場合も考えられるので、住民等からの通報のほか、消防団の活動、消防組合、柳井警察署への協力要請・情報交換等関係機関との連携を図る。
- (3) 調査事項、報告様式の事前配布及び調査要領の作成、連絡方法等。

##### 2 収集すべき情報の内容

- (1) 収集すべき災害情報は、人命救助に必要な情報を第 1 とし、負傷者の救出救助消火活動を実施するうえで必要な情報（建物倒壊、出火、道路・橋梁等の損壊状況、死傷者発生状況等）を収集する。

また、被害規模を早期に把握するための概括情報（緊急通報殺到状況等）を積極的に収集するものとする。

以後、順次被災者の救援活動に必要な情報を計画的に収集する。

- (2) 法令等で報告を義務付けられた事項に係る情報収集については、適時適切な情報収集を行う。

##### 3 被害調査要領

町は、災害現地調査を次の要領により行う。

- (1) 発災初期には、全部局を挙げて、人命救助に必要な情報の収集体制を執る。

- (2) 関係機関、諸団体、住民組織等の応援を求めて実施する。特に、発災初期の状況は、住民組織等を通じて、直ちに町に通報がなされるようにする。
- (3) 被害調査に当たっては、「被害程度の認定基準」に基づき、判定する。
- (4) 被害が甚大で、町による被害状況等の把握及び被害調査が不可能なとき、あるいは、被害調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。
- (5) 状況の把握、被害調査については、柳井警察、県機関及び他の関係機関と密接な連絡をとるものとする。

【資料編：資料3-2-2-1 被害認定基準】

4 被災状況等の報告

当該区域内に地震、津波が発生したときは、県（防災危機管理課）に災害発生及びその経過に応じて逐次報告するとともに、関係機関に対しても通報する。

なお、県に報告ができない場合、消防庁に直接報告する（災対法第53条）。

(1) 報告の要領 …………… 被害程度の認定基準

ア 報告は、災害発生後の時間的経過に応じ、次により行う。

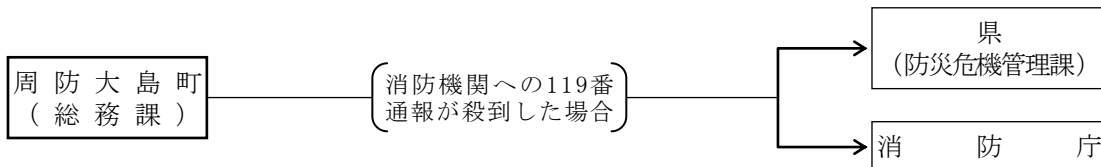
第1段階	発生速報 (被害の概況)	・発生の都度 ・原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する
第2段階	被害速報	・被害状況調査の進展にともない、順次報告する。
第3段階	確定報告	・当該災害に係る応急措置完了後 20 日以内

イ 報告は最終報告を除き、原則として防災行政無線（地上系・衛星系）を用いる。なお、これによりがたいときは、一般電話、非常無線、非常電話、緊急電話、非常電報、緊急電報又は専用電話を活用して行う。

【資料編：様式2 被害状況等報告書】

5 直接即報

火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)により、町の区域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）、第一報について、県に報告するとともに、直接消防庁にも、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行う。



[消防庁報告先]

回線別	平日 (9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T 回線 電話 F A X	03-5253-7527 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク 電話 F A X	選択番号-048-500-90-49013 選択番号-048-500-90-49033	選択番号-048-500-90-49012 選択番号-048-500-90-49036

## 6 その他の報告

- (1) 被害報告以外の報告は、関係法令、通達等に基づき取り扱う。
- (2) 119番通報の殺到を覚知した場合には、県及び消防庁に報告する。

### 第3節 通信運用計画

○本編第3編第2章第3節「通信運用計画」

#### 第1項 通信連絡手段の現況

○本編第3編第2章第3節第1項「通信連絡手段の現況」

#### 第2項 通信の確保

○本編第3編第2章第3節第2項「通信の確保」

#### 第3項 通信施設設備の整備

○本編第3編第2章第3節第3項「通信施設設備の整備」

### 第4節 災害時の放送

○本編第3編第2章第4節「災害時の放送」

#### 第1項 放送局に対する放送の要請

災害時において、町長は、災害に関する予警報、災害に対してとるべき措置について、通知、要請、伝達または警告が緊急を要し、その通信に特別の必要があるときは、知事を通じ放送機関に放送を要請し（災対法第57条）、住民等へ必要な情報を提供する。

##### 1 県における放送機関との協定

県は、災害時における放送要請が円滑に行えるよう、放送要請手続き等について、あらかじめ放送機関との間に協定を締結している。（「災害時における放送要請に関する協定」）

##### 2 放送要請取扱要領

###### (1) 放送要請ができる災害等

ア 地震、津波、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、その他の自然現象または大規模な火事若しくは爆発等による災害発生時

###### イ 放送対象地域の範囲

知事と放送機関がその都度協議して決める。

###### (2) 放送要請手続き

以降、○本編第3編第2章第4節第1項2（2）「放送要請手続き」

#### 第2項 緊急警報放送

大災害の危険が迫っているとき、事前に住民等に情報を提供する手段として緊急警報放送



がある。

緊急警報放送は、放送機関が発する緊急信号電波を、専用の受信機またはこれを内蔵したラジオ・テレビ等が受信し、警報音等により住民に知らせるもので、緊急時には、この緊急警報放送を使用して住民に災害情報の伝達ができる。

#### 1 緊急警報信号の使用

緊急警報信号は、次の各号の1に該当するときで、災害情報の伝達に特に緊急を要し、かつ広域伝達に適した場合に使用される。

- (1) 大規模地震対策特別措置法により、大規模地震の警戒宣言が発せられたことを放送する場合。
- (2) 気象業務法の規定により、津波警報が発せられたことを放送する場合。
- (3) 災対法第57条に基づき、知事からの要請により放送する場合。

#### 2 利用方法

町は、緊急警報放送が必要と認める場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、知事を通じて放送局（NHK山口放送局）に対し緊急警報信号の放送を行うことを求める。

### 第5節 広報計画

○本編第3編第2章第5節「広報計画」

#### 第1項 広報活動

町が広報活動を行うに当たっては、関係機関と連絡を密にして、適時適切な情報の提供が行われるように努める。

また、災害広報を円滑、迅速に実施するため、また情報の輻輳、混乱を防止するため、町は、あらかじめ広報責任者を定めるなどの措置を講じておく。

#### 1 広報の内容

広報内容は、概ね次の内容が考えられるが、適時適切な広報を実施する。

なお、広報を行うに当たっては、高齢者、視聴覚障害者、外国人など要配慮者に配慮した広報に努める。

発災直後	応急対策着手後（順次実施）
①津波・余震に関する情報	①道路情報
②災害発生状況	②公共交通機関の状況
③避難の指示・勧告	③給食・給水実施状況
④地域住民がとるべき措置	④医療・救護実施状況
⑤避難所・医療救護所設置情報	⑤電気・ガス・上下水道・電話等ライフラインの状況
⑥避難路情報	⑥生活必需品等供給状況
⑦交通規制状況（陸上・海上）	⑦応急対策実施の状況
⑧民心安定及び社会秩序保持のための必要事項	⑧安否情報
⑨その他必要事項	⑨河川・港湾・橋梁等土木施設状況
	⑩民心安定及び社会秩序保持のための必要事項
	⑪その他必要事項（災害応急対策の経過に伴い発生する必要事項等）

以降、○本編第3編第2章第5節第1項2「広報実施機関」、3「広報時における留意

事項」

## 第2項 災害時の広報活動

○本編第3編第2章第5節第2項「災害時の広報活動」

## 第3項 安否情報の提供

○本編第3編第2章第5節第3項「安否情報の提供」

# 第3章 救助・救急、医療等活動計画

地震発生時には、建物・工作物の倒壊、火災の発生、交通施設の破壊、土砂崩壊等の災害が広域にわたり発生することが考えられ、これらの災害による負傷者等の発生も多数のぼることが予想される。

このため、震災時における救助・救急の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携により医療救護活動を実施する。

## 第1節 救助・救急計画

救助・救急活動は、多様な災害により負傷した者、また、倒壊家屋、工作物等に閉じこめられた者などの生命の確保を図るため実施するもので、その対応は迅速、的確に実施されることが必要となることから、救助・救急に関し必要な事項を定める。

### 第1項 救助・救急の実施

#### 1 町及び消防機関の活動

機 関 名	活 動 内 容
周 防 大 島 町 消 防 機 関	(1) 救助・救急活動は、消防機関が行い、消防機関は、災害に対応した救助・救急資機材を活用して組織的な人命救助・救急活動を実施する。 (2) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効果を確保するため、努めて救急隊と他の隊（救助隊等）が連携して出動する。 (3) 救急活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、直ちに、近隣市町に対し必要な応援要請を行うとともに、県に対して、自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の応援要請を行い、救助活動に必要な体制を確保する。 (4) 救助活動に必要な重機等の資機材が不足する場合は、関係事業者の協力を仰ぎ、迅速に調達をする。 (5) 警察、医療機関、県等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。 (6) 救急活動に当たっては、あらかじめ定めた救護所、または必要に応じて災害現場付近に救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、ボランティア等と連携し、負傷者の救護に当たる。 (7) 負傷者の搬送は、救命処置を必要とする重傷者を最優先とし、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

#### 2 救助法による救出の実施

救助法が適用された災害により、生命身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者を捜索し、または救出して、その者を保護することを目的とする。

(1) 救助を受ける者

- ア 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者
- イ 災害のため、生死不明の状態にある者

以降、○本編第3編第4章第1節第1項2(2)「救出の実施期間」

**第2項 傷病者の搬送**

○本編第3編第4章第1節第2項「傷病者の搬送」

**第2節 医療等活動計画**

地震災害時には、家屋・工作物等の倒壊、窓ガラス等の落下、火災等により、多数の負傷者が発生することが予測される。また、これらの負傷者の治療を行う医療機関においても、停電、断水、施設設備の被災等により診療機能が低下することが予想される。

医療救護は、住民の生命と安全に直接関わるものであり、迅速かつ的確な対応が要求されるため、医療救護活動を実施するうえで必要となる医療救護体制、後方医療体制等について定める。

**第1項 災害時における医療救護の流れ**

○本編第3編第4章第2節第1項「災害時における医療救護の流れ」

**第2項 医療救護体制**

○本編第3編第4章第2節第2項「医療救護体制」

**第3項 健康管理体制**

○本編第3編第4章第2節第3項「健康管理体制」

**第4項 救助法に基づく医療・助産計画**

○本編第3編第4章第2節第4項「救助法に基づく医療・助産計画」

**第5項 医療品・医療資器材の補給**

○本編第3編第4章第2節第5項「医療品・医療資器材の補給」

## 第4章 避難計画

地震発生時においては、建物倒壊、延焼火災、がけ崩れ、津波等の発生による住民の避難が予想される。

災害の拡大を防止するには、的確な避難対策が必要となることから、その対策について定める。

### 第1節 避難勧告・指示

#### 第1項 避難の実施機関及び実施体制

##### 1 避難の勧告・指示権者及び時期

○本編第3編第5章第1節第1項1「避難の勧告・指示権者及び時期」

##### 2 避難勧告等の基準

避難の勧告等の基準は、あらかじめ町長が町内の地理的・社会的条件、発生する災害の想定に基づき、避難措置関係機関（警察署等）の協力を得て、次の事項を参考にして「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を平成27年9月に定めた。町は、必要に応じてマニュアルを見直すものとする。

情報は、消防、警察に集中することが多いので、これらの機関と密接な連携を保つと同時に、地域住民の積極的な協力を得て実施する。

避難勧告等の基準は次のとおり定める。

- (1) 余震、地震後の降雨等により、山崩れ、斜面崩壊、地すべり、土石流等土砂災害の発生が予想され、避難を要すると判断されるとき
- (2) 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- (3) 建物、擁壁等の倒壊、又は余震により、人的被害が発生するおそれがあるとき
- (4) ダム等の決壊、降雨により、河川がはん濫注意水位（警戒水位）を突破し、洪水による人的被害が発生するおそれがあるとき
- (5) 大津波警報、津波警報又は津波注意報が発せられ、人的被害が生ずるおそれがあるとき
- (6) 近海地震で、緊急に避難を必要とするとき
- (7) 同時多発火災が発生し、延焼拡大の危険があり、人的被害が生ずるおそれがあるとき
- (8) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼危険が大きいとき
- (9) 危険物等が流出し、爆発、炎上等の災害が発生し、又は予想され、人的被害が生ずるおそれがあるとき
- (10) 燃焼ガス、有毒ガス等が広域にわたり流出し、爆発その他の災害により、人的被害が予想されるとき

##### 3 避難勧告等の区分

○本編第3編第5章第1節第1項4「避難勧告等の区分」

##### 4 避難勧告等の伝達

○本編第3編第5章第1節第1項5「避難勧告等の伝達」

5 関係機関等への連絡

○本編第3編第5章第1節第1項6「関係機関等への連絡」

6 避難勧告等の解除

○本編第3編第5章第1節第1項7「避難勧告等の解除」

**第2項 警戒区域の設定**

○本編第3編第5章第1節第2項「警戒区域の設定」

**第3項 避難誘導**

○本編第3編第5章第1節第3項「避難誘導」

**第2節 避難所の設置運営**

○本編第3編第5章第2節「避難所の設置運営」

**第1項 避難所の開設・運営**

○本編第3編第5章第2節第1項「避難所の開設・運営」

**第2項 避難所に収容する被災者の範囲**

○本編第3編第5章第2節第2項「避難所に収容する被災者の範囲」

**第3項 避難所開設の期間及び費用**

○本編第3編第5章第2節第3項「避難所開設の期間及び費用」

**第4項 広域一時滞在**

○本編第3編第5章第2節第4項「広域一時滞在」

**第5項 避難所及び避難後の警備**

○本編第3編第5章第2節第5項「避難所及び避難後の警備」

## 第5章 県消防防災ヘリコプター出動要請計画

大規模災害が発生し、航空機による応急活動が最適と判断した場合に、県消防防災ヘリコプターの出動を要請して被害の未然防止または最小限に防止する。

### 第1項 要請の範囲

○本編第3編第6章第1項「要請の範囲」

### 第2項 緊急運航時の活動内容

○本編第3編第6章第2項「緊急運航時の活動内容」

### 第3項 要請方法等

○本編第3編第6章第3項「要請方法等」

## 第6章 応援要請計画

災害が発生した場合、町は、あらかじめ定めてある本防災計画等に基づき、各種の応急対策を実施することになるが、大規模災害発生時には、被害が広範囲にわたり発生することから町のみでの対応では困難なばかりか、町内の各機関をもってしても十分な対応ができないことも考えられる。

このような場合、被害を受けていない市町や隣接県、国、自衛隊及び民間団体等の協力、応援を得て災害対策を円滑に実施する。

### 第1節 相互応援協力計画

#### 第1項 災害時の応急対策協力関係図

- 本編第3編第7章第1節第1項「災害時の応急対策協力関係図」（ただし、「3 水防法による場合」は除く）

#### 第2項 防災関係機関相互協力

- 本編第3編第7章第1節第2項「防災関係機関相互協力」

#### 第3項 応援協定

- 本編第3編第7章第1節第3項「応援協定」

#### 第4項 派遣職員にかかる身分、給与等

- 本編第3編第7章第1節第4項「派遣職員にかかる身分、給与等」

#### 第5項 応援者の受入措置

- 本編第3編第7章第1節第5項「応援者の受入措置」

### 第2節 自衛隊災害派遣要請計画

- 本編第3編第7章第2節「自衛隊災害派遣要請計画」

#### 第1項 災害派遣要請の範囲と対象となる災害

- 本編第3編第7章第2節第1項「災害派遣要請の範囲と対象となる災害」

#### 第2項 災害派遣要請の手続き

- 本編第3編第7章第2節第2項「災害派遣要請の手続き」

#### 第3項 災害派遣の受入れ

- 本編第3編第7章第2節第3項「災害派遣の受入れ」

#### **第4項 自主派遣の場合の措置**

○本編第3編第7章第2節第4項「自主派遣の場合の措置」

#### **第5項 災害派遣部隊の撤収**

○本編第3編第7章第2節第5項「災害派遣部隊の撤収」

#### **第6項 離島患者救急搬送**

○本編第3編第7章第2節第6項「離島患者救急搬送」



## 第7章 緊急輸送計画

災害発生時において、救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員等各種の災害応急対策活動の実施に当たって、緊急輸送の果たす役割は極めて重要である。

緊急輸送の確保は、情報の収集・伝達と並んであらゆる災害応急対策活動の基盤であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、輸送車両等の確保について定める。

### 第1節 緊急輸送ネットワークの整備

#### 第1項 緊急輸送施設の指定

○本編第3編第8章第1節第1項「緊急輸送施設の指定」

#### 第2項 緊急輸送施設等の整備

○本編第3編第8章第1節第2項「緊急輸送施設等の整備」

#### 第3項 物資集積拠点の整備

○本編第3編第8章第1節第3項「物資集積拠点の整備」

#### 第4項 災害発生時における緊急輸送施設の確保

○本編第3編第8章第1節第4項「災害発生時における緊急輸送施設の確保」

### 第2節 緊急道路啓開

○本編第3編第8章第2節「緊急道路啓開」

#### 第1項 緊急啓開道路の選定基準

○本編第3編第8章第2節第1項「緊急啓開道路の選定基準」

#### 第2項 啓開道路の選定

○本編第3編第8章第2節第2項「啓開道路の選定」

#### 第3項 緊急啓開作業体制

○本編第3編第8章第2節第3項「緊急啓開作業体制」

#### 第4項 道路啓開に必要な資機材の確保

○本編第3編第8章第2節第4項「道路啓開に必要な資機材の確保」

### 第3節 輸送車両等の確保

○本編第3編第8章第3節「輸送車両等の確保」

#### 第1項 輸送手段の確保措置

- 本編第3編第8章第3節第1項「輸送手段の確保措置」

#### 第2項 調達

- 本編第3編第8章第3節第2項「調達」

### 第4節 災害救助法による輸送基準

#### 第1項 輸送の範囲

- 本編第3編第8章第4節第1項「輸送の範囲」

#### 第2項 輸送の期間

- 本編第3編第8章第4節第2項「輸送の期間」

#### 第3項 輸送の費用

- 本編第3編第8章第4節第3項「輸送の費用」

### 第5節 交通規制

- 本編第3編第8章第5節「交通規制」

#### 第1項 道路交通規制

- 本編第3編第8章第5節第1項「道路交通規制」

#### 第2項 海上交通規制

- 本編第3編第8章第5節第2項「海上交通規制」

#### 第3項 緊急通行車両の確認

- 本編第3編第8章第5節第3項「緊急通行車両の確認」

### 第6節 臨時ヘリポート設定計画

- 本編第3編第8章第6節「臨時ヘリポート設定計画」

#### 第1項 臨時ヘリポートの設定

- 本編第3編第8章第6節第1項「臨時ヘリポートの設定」

#### 第2項 臨時ヘリポート設置作業

- 本編第3編第8章第6節第2項「臨時ヘリポート設置作業」

### 第3項 臨時ヘリポートの整備

○本編第3編第8章第6節第2項「臨時ヘリポートの整備」

## 第 8 章 災害救助法の適用計画

大規模災害が発生した場合、被災者の基本的な生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図るため、町及び県は応急的、かつ一時的な救助対策を実施することになる。

この救助対策を迅速かつ的確、円滑に実施するため、救助法が定められており、各応急対策の中でそれぞれ実施されるものであるが、これの運用取扱等について必要な事項を定める。

### 第 1 節 災害救助法の適用

○本編第 3 編第 9 章第 1 節「災害救助法の適用」

#### 第 1 項 災害救助法による救助の実施

○本編第 3 編第 9 章第 1 節第 1 項「災害救助法による救助の実施」

#### 第 2 項 適用手続き

○本編第 3 編第 9 章第 1 節第 2 項「適用手続き」

#### 第 3 項 救助の実施基準

○本編第 3 編第 9 章第 1 節第 3 項「救助の実施基準」

#### 第 4 項 応急救助の実施

○本編第 3 編第 9 章第 1 節第 4 項「応急救助の実施」

#### 第 5 項 町長の事務

○本編第 3 編第 9 章第 1 節第 5 項「町長の事務」

### 第 2 節 技能者、労務者等の雇い上げ計画

○本編第 3 編第 9 章第 2 節「技能者、労務者等の雇い上げ計画」

#### 第 1 項 実施機関

○本編第 3 編第 9 章第 2 節第 1 項「実施機関」

#### 第 2 項 町の雇い上げ

○本編第 3 編第 9 章第 2 節第 2 項「町の雇い上げ」

## 第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

災害発生直後の被災者の生活を確保し、人心の安定を図るためには、迅速な救援活動が非常に重要になるが、なかでも食料・飲料水の供給は、被災者の生命維持を図るうえで最も重要な対策であり、また、生活必需品等の確保についても重要な対策となるため、必要な事項を定める。

### 第1節 食料供給計画

○本編第3編第10章第1節「食料供給計画」

#### 第1項 食料の供給体制

○本編第3編第10章第1節第1項「食料の供給体制」

#### 第2項 炊き出し、その他の食品の給与

○本編第3編第10章第1節第2項「炊き出し、その他の食品の給与」

#### 第3項 近隣市町との相互応援

○本編第3編第10章第1節第3項「近隣市町との相互応援」

### 第2節 飲料水供給計画

#### 第1項 応急給水活動

○本編第3編第10章第2節第1項「応急給水活動」

#### 第2項 水道対策

○本編第3編第10章第2節第2項「水道対策」

#### 第3項 救助法による飲料水の供給

○本編第3編第10章第2節第3項「救助法による飲料水の供給」

### 第3節 生活必需品等の供給計画

○本編第3編第10章第3節「生活必需品等の供給計画」

#### 第1項 生活必需品等の供給体制

○本編第3編第10章第3節第1項「生活必需品等の供給体制」

#### 第2項 救助法による生活必需物資の給（貸）与

○本編第3編第10章第3節第2項「救助法による生活必需物資の給（貸）与」

## 第10章 保健衛生計画

災害の発生により、被災地では大量のごみやがれきの発生、また多数の死者・行方不明者の発生、さらには感染症や食中毒等の発生も危惧され、また、人に危害を加えるおそれのある特定動物の逸走や被災動物の発生が予想される。

被災住民の安定や動物愛護の観点から、これらの対応が遅滞なく行われる必要があることから、必要な措置について定める。

### 第1節 防疫及び食品衛生監視

○本編第3編第11章第1節「防疫及び食品衛生監視」

#### 第1項 防疫活動

○本編第3編第11章第1節第1項「防疫活動」

#### 第2項 食品衛生監視

○本編第3編第11章第1節第2項「食品衛生監視」

### 第2節 遺体の処理計画

○本編第3編第11章第2節「遺体の処理計画」

#### 第1項 遺体の搜索

○本編第3編第11章第2節第1項「遺体の搜索」

#### 第2項 遺体の処理

○本編第3編第11章第2節第2項「遺体の処理」

#### 第3項 埋葬

○本編第3編第11章第2節第3項「埋葬」

### 第3節 清掃計画

○本編第3編第11章第3節「清掃計画」

#### 第1項 ごみ処理計画

○本編第3編第11章第3節第1項「ごみ処理計画」

#### 第2項 し尿処理計画

○本編第3編第11章第3節第2項「し尿処理計画」

### 第3項 障害物除去計画

○本編第3編第11章第3節第3項「障害物除去計画」

## 第4節 動物愛護管理計画

○本編第3編第11章第4節「動物愛護管理計画」

### 第1項 特定動物の逸走防止等

○本編第3編第11章第4節第1項「特定動物の逸走防止等」

### 第2項 被災動物の救護

○本編第3編第11章第4節第2項「被災動物の救護」

## 第 1 1 章 応急住宅計画

災害のため、住宅が滅失した世帯または破損した世帯に対して応急仮設住宅の提供または応急修理を行うことは被災者の生活確保の観点から極めて重要である。

このため、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理、建設資材、公営住宅の修理等について必要な事項を定める。

### 第 1 節 応急仮設住宅の供与

#### 第 1 項 応急仮設住宅の建設

○本編第 3 編第 1 2 章第 1 節第 1 項「応急仮設住宅の建設」

#### 第 2 項 応急仮設住宅の供与

○本編第 3 編第 1 2 章第 1 節第 2 項「応急仮設住宅の供与」

#### 第 3 項 公営住宅・民間借家等の確保

○本編第 3 編第 1 2 章第 1 節第 3 項「公営住宅・民間借家等の確保」

### 第 2 節 被災住宅の応急修理

#### 第 1 項 住宅の応急修理を受ける者の条件

○本編第 3 編第 1 2 章第 2 節第 1 項「住宅の応急修理を受ける者の条件」

#### 第 2 項 対象者の調査及び選定

○本編第 3 編第 1 2 章第 2 節第 2 項「対象者の調査及び選定」

#### 第 3 項 応急修理の方法、基準

○本編第 3 編第 1 2 章第 2 節第 3 項「応急修理の方法、基準」

### 第 3 節 建設資機材等の調達

○本編第 3 編第 1 2 章第 3 節「建設資機材等の調達」

### 第 4 節 公営住宅の応急修理

○本編第 3 編第 1 2 章第 4 節「公営住宅の応急修理」

### 第 5 節 被災建築物の地震後の対策



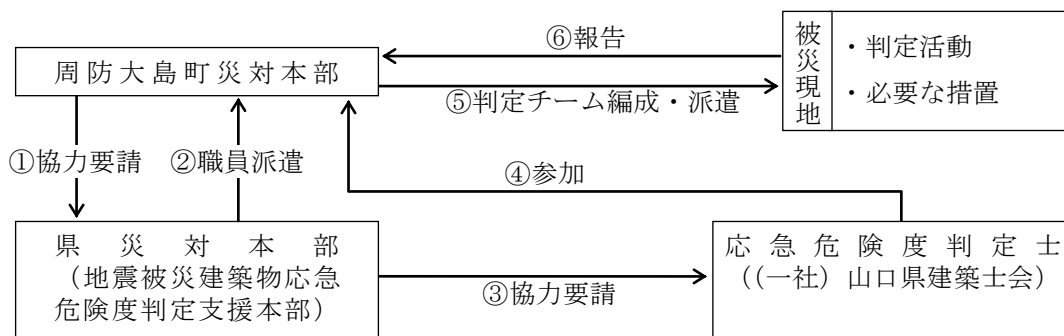
地震発生後、公共建築物及び一般住宅等の危険度の把握は、避難施設の確保、各種応急対策活動の拠点確保を図るうえで、また、被災者を建築物倒壊等の二次災害から守るうえで重要であることから、残存する被災建築物について、速やかに被害状況及び余震への耐震力の把握等を行い、被災者の「住」に対する不安を解消する。

### 第1項 応急危険度判定体制の確立

地震により被害を受けた建築物の余震等による倒壊、使用部材の落下等から二次災害を防止するため、町は被災建物の安全性を早急に確認することが必要となる。このため町は、応急危険度判定体制の確立を推進する。

### 第2項 応急危険度判定の実施

- 1 町は、判定実施マニュアルに基づき、応急危険度判定を実施するものとし、必要に応じて、県を通じて判定士の参加を要請する。
- 2 県は、町の要請により、職員を派遣するとともに、ボランティア（判定士）に参加協力を求める。



## 第12章 水防・消防、危険物等対策計画

地震が発生した場合の被害は、建物、構造物の倒壊によるもののほか、河川・護岸等の損壊又は津波による浸水、火災の発生が予想される。

また、危険物施設等における災害の拡大防止及び従業員・周辺住民の安全確保について必要な対策を講ずる必要がある。

このため、これらによる被害を最小限に食い止めるため、震災時における水防、消防及び危険物等に係る応急対策活動について定める。

### 第1節 水防活動計画

地震が発生した場合、ため池、河川・海岸等の堤防、護岸の決壊又は降雨等による洪水及び津波等による浸水被害の発生が考えられる。

このため、水防管理者（町長）は、地震が発生した場合、これらの被害を最小限に防ぐために必要な措置を講ずることになる。

本節では、震災時において、水防管理者（町長）がとる応急対策について、必要な事項を定める。

#### 第1項 水防活動体制の確立

##### 1 水防活動体制

- (1) 地震発生後において、水防対策が必要な事態が発生した場合、又は气象台から大雨に関する予警報が発表された場合は、「本編」に定める「水防本部」に準ずる体制により、事態を処理する。

○本編第3編第13章第3節第1項2「水防本部体制」

- (2) 町が「災害対策本部」を設置したときは、「水防本部」は町災対本部に統合して応急対策に当たるものとする。

##### 2 水防組織

○本編第3編第13章第3節第1項2「水防本部体制」

#### 第2項 水防活動

震災時における水防対策については、「本編」に掲載の水防計画に準拠して必要な措置及び応急対策を講じる。

○本編第3編第13章第8節「水防活動」

##### 1 実施機関

###### (1) 町の措置

- ア 水防管理者（町長）は、地震（震度4以上）が発生した場合、あらかじめ定めている水防計画又は地域防災計画に基づき、必要な体制の確立を図り、情報、警戒、点検及び防御体制を強化する。

- イ 水防活動に当たっては、堤防等の施設の管理者、警察、海上保安署、消防、県等の

防災関係機関と連携を密にし、住民を二次災害から守ることを重点に、必要な措置（避難勧告、避難誘導等）及び応急水防対策を講じる。

## (2) 施設の管理者

ため池、堤防、水門、樋門、防潮扉等の管理者は、地震（震度4以上）が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険度等を把握し、必要に応じて関係機関及び地域住民に連絡するとともに、水門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講じる。

## 2 応急対策活動

### (1) 監視、警戒活動

地震（震度4以上）の発生又は津波警報が発令された場合は、直ちに河川、海岸、ため池、水門、樋門、防潮扉等を巡視し、被害箇所、危険箇所その他重要箇所の監視警戒に当たる。

その際、水防団又は消防機関は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時間等を考慮して、水防団又は消防機関が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

### (2) 水門、陸閘、樋門、防潮扉、排水ポンプ場等の操作

ア 水門、樋門、防潮扉等施設の管理者は、地震を感知又は津波警報が発令された場合は、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位、潮位の変動を監視し、必要に応じて適正な開閉を行う。

イ 大規模地震が発生した場合は、水門、樋門等に被害が発生し、沈下・変形等により、開閉操作が不可能となる場合が考えられる。このため、各施設の管理者は、建設業者等への緊急連絡体制を整え、速やかな対応ができるようにする。

ウ 津波注意報・津波警報が発表された場合は、津波の到達予想時刻までに操作終了後の避難等の時間的余裕があるなど、操作の安全が確保できる場合に限り、開閉を行う。

エ 防潮水門及び排水ポンプ場の運転について、津波注意報・津波警報が発表された場合には、防潮水門を閉鎖し、必要に応じて排水ポンプ場の運転を行う。ただし、津波による越流等のおそれがある場合には、操作員の安全確保を優先し、操作を行わない。

オ 水門、陸閘の操作において、津波対策の場合は、陸閘の閉鎖よりも堤外海浜地へ出ている人の避難誘導を優先する。津波注意報・津波警報が発表された場合には、津波の到達予想時刻までに操作終了後の避難等の時間的余裕があるなど、操作員の安全が確保できる場合に限り、水門、陸閘を閉鎖するものとする。

### (3) 浸水・溢水等への応急措置

警戒、巡視等により応急排水等の措置が必要となった場合は、水防管理者（町長）は、関係機関と協力し、直ちに付近住民へ周知を図るとともに、必要に応じて避難誘導等の措置及び応急排水を実施する。

### (4) 河川、海岸施設の応急措置

大規模な地震が発生した場合、堤防、護岸等の損壊が広範囲にわたって生ずるおそれがある。

この場合、被害の拡大、二次災害の防止のために、迅速な仮設締切等の応急処置が必要となる。

このため、建設業者、機械鋼構造業者、電気通信業者、港湾業者等専門業者との間の緊急連絡体制の整備及び必要な資機材の確保体制を確立する。

#### (5) 農業用施設の応急措置

各施設の管理者は、ため池、水門、樋門、防潮堤等の被害状況を確認し、被害の拡大、二次災害を防止するため、自ら応急措置を実施するとともに、関係機関に応援協力を要請し、必要な対策を講じる。

### 3 水防用資機材の整備

町は、その所管する区域における浸水への対応が十分できるように必要な資機材を整備するとともに、緊急調達方法等についてあらかじめ定める。

## 第2節 消防活動計画

大規模地震発生時には、火災の多発により、極めて多数の人命の危険が予想される。

地震時の火災の態様は、地震の規模、震源の位置、発生する時期、気象条件、地域の状況、消防水利や消防ポンプ自動車等の消防力の配備状況等により被害の様相が異なり、臨機応変な活動が求められることから、震災時における消防活動に必要な事項について定める。

なお、消防活動に関する一般的な事項については、本編第3編第21章第1節第3項「消防活動」に定めている。

○本編第3編第21章第1節第3項「消防活動」

### 第1項 消防活動

#### 1 実施機関

##### (1) 消防の実施責任は、町にある。

このため、町は、消防機関と連携し、全機能をあげて被災直後における出火防止、初期消火、延焼拡大の防止等に努める。

この場合において、地域住民、自主防災組織等の協力が必要であることから、これらの者と一体となった活動体制を確立する。

##### (2) 消防の組織体制系統図

○本編第3編第21章第1節第1項2「消防の組織体制」

#### 2 地震火災防御計画の策定

##### (1) 消防活動について、町は、国の指導に基づき、その地域における消防活動に必要な「消防計画」を策定している。

地震発生時における消防活動については、「地震災害活動マニュアル」が作成されているところであるが、大規模地震発生時における消防活動をより円滑、的確に実施するため、県の被害想定等を踏まえ、地域の特性を加味した防御活動計画の策定を図る。

##### (2) 地震発生時の火災防御計画の目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって左右されるものであるが、被害発生規模に着目し、人命の確保、物的被害の軽減等について、段階的な防御対象及び範囲を定めるなど、最も効果的に被害軽減を図れる計画となるように努める。

この場合、消火栓の使用不能、道路寸断等による消防力の低下、また地域住民、事業所、他市町村、他県の応援協力等をも踏まえた計画内容とする。

- (3) 地震発生時火災防御計画には、消防職団員の部隊運用要領等とともに、これを補完するものとして災害救援ボランティア、地域住民の活動内容、協力支援体制等についても計画の中に盛り込む。

### 3 地震火災対策の方針

- (1) 町及び消防本部は、同時多発の火災から住民の生命の保護を第一として活動を実施する。

この場合において、出火防止と初期消火の徹底について住民や事業所に呼び掛けるとともに、地域住民を含めその全機能をあげて、避難の安全確保及び延焼の拡大防止に必要な活動を実施する。

#### (2) 防御活動

防御活動の実施に当たっては、明確な防御方針、重要対象物の指定、延焼阻止線、避難地・避難路、消防活動計画図の策定、部隊の運用体制等についての体制を確立し、活動する。

### 4 消防団の活動

消防団は、地域に密着した防災機関として、出火防止を始めとする住民指導及び保有装備を活用した消火活動その他の災害防御に当たる。

- (1) 出火警戒活動
- (2) 消火活動
- (3) 救助救出活動
- (4) 応急手当活動
- (5) 災害情報の収集伝達活動
- (6) 避難誘導及び指示

### 5 災害救助ボランティアの活動

大規模地震発生直後等における消防活動を迅速かつ的確に実施するには、既存の消防機関だけでは困難なことが予想され、今後、災害救援ボランティアの育成を図る。

災害救援ボランティアの活動については、国が、次のような活動分野を期待して育成を図ることから、活動については、概ねこれによるものとする。

- (1) 初期消火活動並びに消火活動及びその支援
- (2) 救助救出活動及びその支援
- (3) 応急手当活動及びその支援
- (4) 災害情報の収集・伝達活動及びその支援
- (5) その他避難誘導等の活動に対する支援

### 6 地域住民・自主防災組織が活動するために必要な資機材の整備

激甚な大震災が発生した場合、地域によっては、早期の消防力の投入が困難なことが考えられるため、地域住民・自主防災組織が容易に使用できる消火、救助資機材の整備について、町は、検討を進め整備の促進に努める。

## 第2項 広域消防応援

○本編第3編第2章第1節「山口県内広域消防応援計画」

○本編第3編第2章第2節「山口県緊急消防援助隊受援計画」

○本編第3編第2章第3節「広域航空消防応援の受援実施」

### 第3項 海上災害対策

○本編第3編第2章第1節「海上災害対策計画」

## 第3節 危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画

大規模な地震により、危険物施設が損傷し、火災・爆発・流出等の災害が発生した場合は、従業員や周辺地域住民に対して重大な被害を与えるおそれがある。

このため、当該施設に対して、関係法令による種々の保安防災対策が講じられているが、地震により発生する災害を最小限に止めるため、関係機関が相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員・周辺住民の安全確保に必要な対策を講じる。

### 第1項 石油類等の危険物

発火性又は引火性の強い石油類等の危険物については、事故等が発生した場合の影響の大きさに鑑み、消防法に基づき、保安、防災対策が講じられてきている。

激甚な地震等により、これらの施設に損傷等が発生した場合、関係機関及び関係事業所等は、当該危険物施設の災害の態様に応じて、次の緊急措置を講じ、被害を最小限に止める。

実施者	措置内容
施設の所有者、管理者又は占有者	<p>1 地震発生時の応急対策</p> <p>(1) 地震発生後、直ちに、地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、地震の規模に応じた防災要員を確保する。</p> <p>(2) 地震発生後、直ちに人的・物的被害、火災・爆発・漏洩等の有無を調査・点検するとともに、地震の規模に応じて危険物関係施設の運転停止等を行う。</p> <p>(3) 地震により、人的・物的被害が生じ、又は火災・爆発・漏洩等の災害が発生したときは、直ちに負傷者の救護、危険物関係施設の運転停止、施設内の使用火気の消火及び常用電源の遮断等の応急措置を講じるとともに、事業所の防災組織による防災活動を行う。</p> <p>(4) 地震による災害が拡大し、周辺住民等に被害が及ぶおそれがあるときは、周辺住民等への避難誘導等の必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 車両により危険物を輸送中に地震が発生した場合は、直ちに車両を安全な場所に停車して、危険物の漏洩の有無等について点検し、異常があるときは前記の応急措置を講じる。</p> <p>2 地震発生時の連絡通報及び広報活動</p> <p>(1) 地震により災害が発生したときは、直ちに柳井地区広域消防組合、柳井警察署、県防災危機管理課等へ通報する。 なお、通報手段が途絶えない限り、第1報は、電話連絡とし、その後の状況及び別に定める事項は、ファクシミリ等により逐次報告するものとする。</p> <p>(2) 地震による災害が、周辺住民へ不安を与えるおそれがある場合又は周辺住民へ被害を及ぼすおそれがある場合は、被害の状況及び避難の必要性について、迅速かつ正確な広報活動を行う。</p>

実施者	措置内容
町長 柳井地区 広域消防組合	<p>1 地震発生時の危険物関係事業者への指示等</p> <p>(1) 危険物関係施設の災害により、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、関係機関と協議の上、施設に対する応急措置、周辺住民の避難誘導、広報活動等について、必要な指示をする。</p> <p>(2) 危険物関係施設に災害が発生し、被害の拡大防止又は周辺住民の安全確保のため必要と認めるときは、施設の全部又は一部の使用停止を命じ、又はその使用を制限する。</p> <p>(3) 危険物が流出したときは、その危険物の排除作業を実施させる。</p> <p>2 救急・防災活動（柳井地区広域消防組合）</p> <p>地震により危険物関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて危険物関係事業者に防災活動上必要な指示を行う。</p> <p>3 広報・警戒区域・避難勧告・避難指示（町・柳井地区広域消防組合）</p> <p>(1) 周辺住民に対し、危険物関係施設の災害の状況・避難の必要の有無について、適切な広報活動を行う。</p> <p>(2) 危険物関係施設の火災・爆発、危険物の漏洩等により周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難勧告・避難指示等の必要な措置を講じる。</p> <p>4 関係機関との連絡・調整等</p> <p>(1) 地震による危険物関係施設の災害の拡大を防止し、又は周辺住民の安全性確保のため必要があるときは、関係機関と連絡・調整して必要な対策を講じる。</p> <p>(2) 地震による危険物関係施設の災害の拡大を防止するために他の消防本部の応援を必要とするときは、化学消防車等の必要な資機材及び人員の応援要請の措置を講じる。</p>
柳井警察署	<p>1 県及び柳井地区広域消防組合と連絡をとり施設管理者等に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等を行う。</p> <p>2 町長から要求があったときは、災対法第50条の規定に基づき、災害拡大のおそれがある設備又は占有者等に対し、災害の拡大防止に必要な限度において、その設備、物件の除去、保安等必要な措置をとることを指示する。</p>
柳井海上保安署	<p>1 巡視船艇、航空機により被害状況の把握に努めるほか、県及び柳井地区広域消防組合と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導、警戒区域の設定、避難誘導、取締りを行う。</p> <p>2 危険物荷役中の船舶に対して、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。</p> <p>3 船舶交通の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、必要に応じて船舶等に対して、移動を命じ、又は航行を制限し、若しくは禁止するとともに、航行警報等により速やかに周知する。</p> <p>4 被災その他の原因により自力航行能力を失った危険物積載船舶等に対して、安全な場所への救出措置を講ずる。</p> <p>5 危険物等の防除作業にかかる指導及び巡視船艇による応急防除作業等を行う。</p>

## 第2項 火薬類

関係機関及び関係事業所等は、災害の態様に応じて、次の措置を講じる

実施者	措置内容
火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者	<p>1 地震発生後、直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保し、事業所等の応急点検を実施し、被害状況を把握する。</p> <p>2 地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じたときは、災害の拡大を防止するための緊急措置を講ずるとともに、柳井警察署及び柳井地区広域消防組合に連絡する。</p> <p>(1) 貯蔵火薬類を安全な場所に移す余裕があるときは、移動の措置をとり、見張りを厳重にする。</p> <p>(2) 搬送に余裕がない場合は、火薬類を水中に沈める等の安全措置を講ずる。</p> <p>(3) 火薬庫の入口、窓等を完全密閉し、木部に防火措置を講ずるとともに、状況によっては、付近住民に避難の勧告を行う。</p> <p>(4) 吸湿、変質、不発、半爆発等のため、著しく原性能を失った火薬類又は安定度に異常を呈した火薬類は、安全確保の後廃棄する。</p>
知事（商政課）	<p>延焼等により、被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発するとともに、関係防災機関に連絡する。</p> <p>1 製造業者、販売業者又は消費者（以下「製造業者等」という。）に対して、製造施設又は火薬庫の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。</p> <p>2 製造業者等その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。</p> <p>3 火薬類の所有又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命ずる。</p> <p>4 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずる。</p>
柳井警察署	第1項「石油類等の危険物」に準じた措置を講じる。
柳井海上保安署	第1項「石油類等の危険物」に準じた措置を講じる。
中国四国産業保安監督部	<p>1 火薬製造事業所等の施設が、火災等の発生により危険な状態となった場合又は危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、その保安責任者に対して、法令の定めるところにより、危険防止措置を講じるよう監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより、緊急措置命令等を行う。</p> <p>2 鉱山作業現場等における被害防止若しくは拡大を防ぐため、災害状況の実情把握に努め、必要に応じて適切な指示、命令を発する。</p>

### 第3項 高圧ガス

高圧ガスの製造所、貯蔵所、販売所、消費施設等（以下「高圧ガス関係施設」という。）については、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により種々の保安防災対策が講じられている。

しがしながら、大規模地震発生時には、高圧ガス関係施設に火災・爆発・漏洩等の災害が発生し、高圧ガス関係事業所内外に重大な影響を与えるおそれがあることから、高圧ガス関係事業者及び関係機関は、次の措置を講じる。

実施者	措置内容
高圧ガス関係事業者	<p>1 地震発生時の応急対策</p> <p>(1) 地震発生後、直ちに人的・物的被害、火災・爆発・漏洩等の有無を調査するとともに、地震の規模に応じて高圧ガス関係施設の運転停止及び装置内のガスの安全なパージ等を行う。</p> <p>(2) 地震により、人的・物的被害が生じ、又は火災・爆発・漏洩等の災害が発生したときは、直ちに負傷者の救護、高圧ガス関係施設の運転停止及び装置内のガスの安全なパージ、高圧ガス容器の安全な場所への移動等の応急措置を講じ</p>



実施者	措置内容
	<p>るとともに、事業所の防災組織による防災活動を行う。</p> <p>(3) 地震による災害が拡大し、周辺住民等に被害が及ぶおそれがあるときは、周辺住民への避難勧告等に必要な措置を講ずる。</p> <p>(4) 車両により高圧ガスを輸送中に地震が発生した場合は、直ちに車両を安全な場所に停車して、ガス漏洩の有無等について点検し、異常があるときは(1)～(3)の応急措置を講じるとともに、山口県高圧ガス地域防災協議会等による応援を受ける。</p> <p>2 地震発生時の連絡通報及び広報活動</p> <p>(1) 地震により災害が発生したときは、柳井地区広域消防組合、柳井警察署、町、県（防災危機管理課）等へ通報する。 なお、通信手段が途絶しない限り、第1報は電話連絡とし、その後の状況及び別に定める事項は、ファクシミリ等により逐次報告するものとする。</p> <p>(2) 地震による災害が周辺住民へ不安を与えるおそれがある場合又は被害を及ぼすおそれがある場合は、被害の状況及び避難の必要性等について、迅速かつ正確な広報活動を行う。</p>
<p>県 (消防保安課)</p>	<p>1 地震発生地の高圧ガス関係事業者への指示等</p> <p>(1) 高圧ガス関係施設の災害により、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、関係機関と協議の上、施設に対する応急措置、周辺住民の避難誘導、広報活動等について必要な指示をする。</p> <p>(2) 高圧ガス関係施設に災害が発生し、被害の拡大防止又は周辺住民の安全確保のため必要と認めるときは、施設の全部又は一部の使用停止、高圧ガスの廃棄の一時禁止等の緊急措置を命じる。</p> <p>2 関係機関との連絡・調整 地震による高圧ガス関係施設に災害の拡大を防止し、又は周辺住民の安全確保のため必要があるときは、関係機関と連絡・調整して、必要な対策を講じる。</p>
<p>町 柳井地区 広域消防組合</p>	<p>1 救急・防災活動等 地震により、高圧ガス関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて、高圧ガス関係事業者に、防災活動上必要な指示を行う。</p> <p>2 警戒区域・避難勧告・避難命令 高圧ガス関係施設の火災・爆発、ガスの漏洩により、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難勧告・避難指示等の必要な措置を講じる。</p> <p>3 広報活動 周辺住民に対し、高圧ガス関係施設の災害状況、避難の必要の有無等について、適切な広報活動を行う。</p>
<p>柳井警察署</p>	<p>第1項「石油類等の危険物」に準じた措置を講じる。</p>
<p>柳井海上保安署</p>	<p>第1項「石油類等の危険物」に準じた措置を講じる。</p>
<p>中国四国産業 保安監督部</p>	<p>関係機関との連絡調整を行い、県、高圧ガス関係事業者等に対し、災害拡大の防止及び周辺住民の安全確保等について必要な指示・助言を行う。</p>

#### 第4項 放射性物質

地震災害により放射性物質の漏えい等が生じた場合、使用者及び防災関係機関は、災害の態様に応じて「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」又は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき定められた基準に従い、必要な措置を構ずる。

実施者	措置内容
施設の所有者及び管理者	<p>放射性物質による環境の汚染等の発生若しくはおそれがある場合は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」又は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、定められた基準に従い、必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射性物質による環境の汚染等の発生若しくはおそれがある場合は、岩国労働基準監督署、県警察、町等に通報する。</p> <p>(2) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、障害の発生防止又は拡大の防止のための緊急措置を講じる。</p>
町 柳井地区 広域消防組合	<p>(1) 事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合は、直ちに県に通報するとともに、必要に応じて付近住民への広報活動を行う。</p> <p>(2) 放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合には、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難勧告、避難の指示を行う。</p> <p>(3) 危険の排除のため、使用者等に対して必要な応急措置をとるよう指導する。 ア 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 イ 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置</p> <p>(4) 消防活動及び救助活動については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」、「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」及び「原子力施設等における除染等消防活動要領」を参考に実施する。</p>
県 (消防保安課) (環境政策課) (厚政課) (医務保険課) (健康増進課)	<p>(1) 町又は警察から事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合、直ちに国（消防庁）へ通報する。</p> <p>(2) 応急措置実施機関に対して、必要に応じて放射線防護資機材の斡旋を行う。</p> <p>(3) 放射線物質使用病院での被害が発生した場合、人身の被害を最小限に止めるため観測測定班等を編成して、漏洩放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止等の措置をとり、付近住民の不安の除去に努める。</p> <p>(4) 放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、放射線計測器、除去施設等を有する診療施設での治療が必要となることから、必要な医療機関の確保、斡旋を行う。</p>
柳井警察署	<p>(1) 事故等の発生の通報を受けた場合、警察庁、県へ通報する。</p> <p>(2) 必要に応じて、警戒区域の設定、交通規制等を実施する。</p>
柳井海上保安署	<p>(1) 第1項石油類等の保安対策でとる1～4の措置に準じた措置を講じる。</p> <p>(2) 海上におけるモニタリングに関し、知事から要請があったときは、巡視船艇を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び機材をとう載し、モニタリングのための海上行動に関し、必要な支援を行う。</p>

## 第5項 毒物劇物

毒物劇物取扱施設については、毒物及び劇物取締法に基づき監視指導を行っており、また消防法あるいは高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、その法令により災害予防対策として事故時の流出を防止するため防波堤等の設備の設置等の対策が講じられている。防災関係機関及び取扱業者は、災害時において設備等が破損した場合、次の応急措置等を講じる。

実施者	措置内容
製造者 輸入者 販売者 業務上取扱者	<p>1 地震発生後、直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災対策要員を確保する。</p> <p>2 毒物劇物タンク等の被害状況の把握に努め、当該施設が被害を受け毒物劇物の漏洩、流出等が生じた場合には、次の応急措置を講ずる。</p>

実 施 者	措 置 内 容
	(1) 県（柳井健康福祉センター）、柳井警察署、柳井地区広域消防組合に直ちに通報する。 (2) 従業員及び周辺住民に対して正確な情報を提供し、必要に応じて早期の避難措置をとる。 (3) 中和処理剤の散布等の緊急措置を実施する。
県 知 事 ( 葉 務 課 )	1 毒物劇物取扱事業者に対して、毒物劇物の飛散、漏洩、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するために必要な応急措置を講じるよう指導する。 2 毒物劇物の飛散、漏洩した場合は、中和剤等による防除作業を実施するよう指示する。 3 中和剤等の資材及び人員等が不足するときは、その収集、斡旋に努める。
町 長 柳 井 地 区 広 域 消 防 組 合 消 防 本 部	危害が発生するおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入り禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立ち退きの指示、勧告を行う。
柳 井 警 察 署	県及び消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等を実施する。
柳井海上保安署	第1項「石油類等の保安対策」でとる措置に準じた措置を講じる。

## 第13章 災害警備計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、陸上及び海上における災害の発生を防御し、または災害の拡大を防止するため、警察及び海上保安本部は早期に警備体制を確立し、犯罪の予防、交通の規制等応急対策を実施して、生命、財産の保護並びに社会秩序の維持に当たる。

### 第1節 陸上警備体制

【実施機関：柳井警察署】

#### 第1項 警備体制

##### 1 職員の招集・参集

職員は、管内に災害が発生し、または発生が予想される場合は、あらかじめ定められたところにより、非常招集または非常参集するものとする。

##### 2 警備体制の種別

###### (1) 第1次体制

ア 県内において震度4の地震が発生したとき

イ 津波注意報が発表されたとき

###### (2) 第2次体制

ア 県内において震度5弱の地震が発生したとき

イ 津波注意報が発表され、情報等から判断して相当の被害の発生が予想されるとき

###### (3) 第3次体制

ア 県内において震度5強以上の地震が発生したとき

イ 津波により大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき

##### 3 警備本部の設置

管内に警戒体制及び非常体制を要する災害が発生した場合は、柳井警察署に所要の災害警備本部を設置する。

##### 4 災害警備本部の組織等

災害警備本部の組織、事務分掌及び警備部隊の編成、運用は、山口県警察災害警備計画の定めるところによる。

#### 第2項 警備対策

○本編第3編第14章第1節第2項「警備対策」

### 第2節 海上警備体制

【実施機関：柳井海上保安署】

#### 第1項 治安の維持

○本編第3編第14章第2節第1項「治安の維持」

## 第2項 海上交通安全の確保

柳井海上保安署は、海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じる。

- 1 津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、または港内に停泊中の船舶に対して移動を命じる等、規制を行う。
- 2 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- 3 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、または生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、または禁止する。
- 4 海難船舶または漂流物・沈没物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ、または生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、または勧告する。
- 5 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、水路の管理者に通報するとともに、航行警報・水路通報または巡視船艇・航空機による巡回等により、速やかに周知に努める。
- 6 航路標識が損傷または流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて、応急標識の設置に努める。
- 7 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたとき、航路障害物の発生、大量の油の排出・放射性物質の放出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報・水路通報または巡視船艇・航空機による巡回等により、速やかに周知させるよう努める。
- 8 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

## 第3項 通信の確保

○本編第3編第14章第2節第3項「通信の確保」

## 第14章 要配慮者支援計画

災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災時の避難からその後の生活に至るまでの各段階において、時間の経過とニーズに応じたきめ細かな支援策を保健・福祉施策等との連携のもとに、総合的に講じていく必要がある。

このため、避難誘導、避難所の運営、保健福祉サービスの実施など、要配慮者に配慮する必要がある事項について定める。

### 第1節 避難誘導・避難所の管理等

○本編第3編第15章第1節「避難誘導・避難所の管理等」

#### 第1項 避難誘導

○本編第3編第15章第1節第1項「避難誘導」

#### 第2項 避難所の設置運営

○本編第3編第15章第1節第2項「避難所の設置運営」

#### 第3項 生活の場の確保

○本編第3編第15章第1節第3項「生活の場の確保」

### 第2節 保健・福祉対策

○本編第3編第15章第2節「保健・福祉対策」

#### 第1項 実施体制の確保

○本編第3編第15章第2節第1項「実施体制の確保」

#### 第2項 保健対策

○本編第3編第15章第2節第2項「保健対策」

#### 第3項 福祉対策

○本編第3編第15章第2節第3項「福祉対策」

#### 第4項 社会福祉施設への対応

○本編第3編第15章第2節第4項「社会福祉施設への対応」

## 第15章 ボランティア活動支援計画

大規模災害時には、町、県及び防災関係機関の救助活動に併せ、一般住民の協力を必要とする。

また、一方において、被災を免れた住民等から被災地の救援活動への参加も予想される。これらの者の善意を救助活動等に効果的に活かすためには、救助実施機関との連携と受入体制の整備が必要となる。このため、災害時における被災者の救援活動に参加希望を持つボランティア（個人・団体）の活動が円滑かつ効率的に行えるよう、その支援計画について定める。

### 第1節 一般ボランティアの支援体制

#### 第1項 県・市町ボランティアセンターの対応

○本編第3編第16章第1節第1項「県・市町ボランティアセンターの対応」

#### 第2項 やまぐち県民活動支援センター、町民活動支援センターの対応

○本編第3編第16章第1節第2項「やまぐち県民活動支援センター、町民活動支援センターの対応」

#### 第3項 町、県の対応

○本編第3編第16章第1節第3項「町、県の対応」

#### 第4項 関係団体、NPO法人、民間企業等の対応

○本編第3編第16章第1節第4項「関係団体、NPO法人、民間企業等の対応」

### 第2節 専門ボランティアの支援体制

#### 第1項 町の対応

○本編第3編第16章第2節第1項「町の対応」

#### 第2項 県の対応

○本編第3編第16章第2節第2項「県の対応」

#### 第3項 県ボランティアセンターの対応

○本編第3編第16章第2節第3項「県ボランティアセンターの対応」

### 第3節 他市町等の災害救援活動への支援

○本編第3編第16章第3節「他市町等の災害救援活動への支援」

## 第16章 応急教育計画

大規模災害発生時には、児童生徒の生命、身体の安全が脅かされる事態が生じるおそれがある。

小学校及び中学校、高等学校、専修学校、(以下「学校等」という。)は、多数の児童生徒を預かっており、災害時にはこれらの者の生命の安全の確保を図ることが最も重要な責務であると同時に、教育機関として教育活動の確保もまた重要である。

このため、学校における災害時の応急対策の実施に必要な事項を定める。

### 第1節 文教対策

○本編第3編第17章第3節「文教対策」

#### 第1項 文教対策の実施

○本編第3編第17章第1節第1項「文教対策の実施」

#### 第2項 児童生徒等の安全対策

○本編第3編第17章第1節第2項「文教対策の実施」

##### 1 応急対策

##### (1) 事前対応

##### ウ 学校施設設備及び通学路の安全点検

##### (イ) 破損、火災、転倒等による被害防止

	該当施設	点検確認事項等
窓 ガラス	教室・廊下等	窓枠等の不良の有無
ロッカー類	教室・廊下・昇降口等・職員室	転倒、移動の有無
ガラス器具	理科実験室・実習室	転倒、落下、破損の有無 容器の多段積みによる被害発生の有無
理科実験類 ・医薬品類	理科実験室・実習室・保健室	収納戸棚の転倒の有無 混合発火の可能性の有無、劇毒物の収納状況、自然発火の可能性のある薬品の保管状況
ガス	理科実験室・調理室・給食室	元栓の開閉機能、ガス管の老朽化の有無
石油・ガス ストーブ	教室・職員室・事務室・校務員室	周囲の引火物の有無
食器類	調理室・給食室	転倒、落下、破損の有無
油類	調理室・給食室・実習室	転倒、落下による流出の危険性の有無
工作機械・ 工作用具等	実習室	転倒、落下の有無
テレビ	教室・視聴覚室	転倒、落下の有無
コンピュータ	コンピュータ室	転倒、落下の有無



(2) 災害時の対応

○本編第3編第17章第1節第2項1(2)「災害時の対応」

(3) 災害復旧時の対応

○本編第3編第17章第1節第2項1(3)「災害復旧時の対応」

(4) 被災後の教育施設等の確保

ア 学校施設の応急復旧	(ア) 施設の安全点検と危険箇所の表示 (イ) 応急復旧計画の樹立等の措置 (ロ) 応急復旧のための設備及び資材の確保措置 (ハ) 被害状況の詳細な記録(写真等) (ニ) 現地指導員の派遣 (ホ) 学校施設の安全確保のための建物危険度判定の実施
イ 学校施設の被害に応じた施設設備の確保基準	(ア) 応急的な修理で使用できる場合 当該施設の応急復旧により使用する。 (イ) 学校施設の一部が使用できない場合 特別教室、体育館等を利用する。 (ロ) 校舎の大部分が使用できない程度の場合 公民館等公共施設の利用または被災を受けていない隣接 学校の施設設備等を利用する。 (ハ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合 避難先の最寄りの学校、被災を免れた公民館等公共的施 設を利用する。なお、利用すべき施設、設備がない場合 は、応急仮校舎の建設を要請する。

**第3項 児童生徒等の援助**

○本編第3編第17章第1節第3項「児童生徒等の援助」

**第2節 学校施設等の防災対策**

学校、社会教育施設等は、児童生徒等が一日の大半を過ごす場であり、町教育委員会は、児童生徒等の生命身体の安全確保及び教育の確保に必要な施設設備の整備に努めてきているが、さらに、大規模地震等の災害による被害防止の観点から、学校施設の整備、耐震化の促進を計画的に進める。

**第1項 既存建物の安全対策**

学校、社会教育施設等は、災害時には防災拠点としての機能を果たすことから、施設の耐震性の確保や防災機能の強化を図るため、特に昭和56年の建築基準法改正以前の既存施設については計画的に耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強等の実施を検討する。

**第2項 危険建物等の改築**

老朽建物については、耐力度調査を実施し、必要に応じて計画的に改築の実施を推進する。

**第3節 災害応急活動**

○本編第3編第17章第3節「災害応急活動」

**第 1 項 避難所としての活動**

○本編第 3 編第 1 7 章第 3 節第 1 項「避難所としての活動」

**第 2 項 避難所としての施設設備の整備**

○本編第 3 編第 1 7 章第 3 節第 2 項「避難所としての施設設備の整備」

## 第17章 ライフライン施設の応急復旧計画

大規模災害が発生すると電気、ガス、上下水道、電話等の施設も被災し、住民生活に大きな支障が生じるおそれがある。

これらの施設は、どれも住民の日常生活に欠くことのできないもののため、被災後の速やかな応急復旧を図る。町や県は、ライフライン事業者の迅速な応急復旧活動を支援するため、道路被害、規制等の情報を提供する必要がある。

### 第1節 電力施設

○本編第3編第18章第1節「電力施設」

#### 第1項 町連絡窓口

○本編第3編第18章第1節第1項「町連絡窓口」

### 第2節 ガス施設

○本編第3編第18章第2節「ガス施設」

#### 第1項 町連絡窓口

○本編第3編第18章第2節第1項「町連絡窓口」

#### 第2項 調達・供給確保

○本編第3編第18章第2節第2項「調達・供給確保」

### 第3節 水道施設

○本編第3編第18章第3節「水道施設」

#### 第1項 災害時の活動体制

○本編第3編第18章第3節第1項「災害時の活動体制」

### 第4節 下水道施設

○本編第3編第18章第4節「下水道施設」

#### 第1項 災害時の活動体制

○本編第3編第18章第4節第1項「災害時の活動体制」

## 第2項 応急対策

○本編第3編第18章第4節第2項「応急対策」

## 第3項 復旧対策

○本編第3編第18章第4節第3項「復旧対策」

## 第5節 電気通信設備

○本編第3編第18章第5節「電気通信設備」

## 第1項 町連絡窓口

○本編第3編第18章第5節第1項「町連絡窓口」

## 第18章 公共施設等の応急復旧計画

道路、河川、海岸、橋梁、港湾、漁港等の公共土木施設は、物資・人の輸送等を通じて、社会経済、住民の日常生活に大きくかかわっている。

また、病院、社会福祉施設、学校、社会教育施設等の公共施設も住民の日常生活に大きくかかわっており、これらの施設が災害等により被害を受けた場合は、住民生活に大きな支障を及ぼすばかりか、被災者の救助・救援活動に重大な支障をきたす。

このため、これら公共施設が被災した場合には、速やかな応急復旧対策を実施する。

### 第1節 公共土木施設

○本編第3編第19章第1節「公共土木施設」

#### 第1項 実施機関、応急措置及び応急復旧対策

○本編第3編第19章第1節第1項「実施機関、応急措置及び応急復旧対策」

##### 2 河川・ため池及び内水排除施設

地震、津波等により堤防、護岸及び海岸施設等が破壊、決壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧及び浸水の排除に必要な措置を講じる。

実施担当課	応急措置
建設課 農林課 水産課	(1) 災害が発生した場合、直ちに所管する河川、ため池等の管理施設の被災点検を実施する。 (2) 水防活動と並行して町が管理する施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。 (3) 被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な応急措置を講じるものとする。 (4) 排水場施設に被害が生じた場合は、直ちに県に報告し、移動排水ポンプの派遣を求めるなどして内水による浸水被害の拡大を防止する。 (5) 下水ポンプ場等の排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。

##### 3 港湾・漁港施設

港湾・漁港施設は、道路等の陸上輸送と併せ、物資の流通に大きな役割を担っている。特に、大規模災害等が発生し陸上輸送路が途絶したときには、海上による輸送の必要が生じる。

地震、津波により、港湾、漁港等のけい留施設等が被災した場合には、県（土木建築部、農林水産部）、柳井海上保安署、漁業協同組合と連携の上、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

実施担当課	応急措置
建設課 水産課	(1) 港湾施設 陸海から、港湾施設の被災の調査点検を行い、被害状況を把握し、関係機関（柳井海上保安署・船舶輸送関係業者等）に連絡するとともに、県（港湾課）に報告する。

実施担当課	応 急 措 置
	(2) 漁港関係 漁業協同組合等の協力を得て、陸海から被害状況の点検を実施する。 (3) 海上輸送基地として指定した漁港については、機能の確保が早期に図られるよう応急復旧工事に着手する。 (4) 漁港に係る応急工事 ア 後背地に対する防護 地震、津波による防潮堤の破堤または決壊のおそれがある場合には、補強工事を行い、破堤または決壊した場合は、潮止工事、拡大防止応急工事を施工する。 イ 航路、泊地の防護 土砂、がれき等の流入により航路、泊地が埋そくし使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。 ウ けい留施設 岸壁、荷揚げ場等の決壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。

#### 4 海岸保全施設

海岸施設が、地震、津波により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒し、防御し、被害が生じた場合は、二次災害から住民を守るため必要な応急措置、復旧工事を実施する。

実施担当課	応 急 措 置
建設課 水産課 農林課	(1) 気象情報（津波、高潮）等により、災害発生のおそれが事前に予想される時は、水門、樋門の閉鎖等必要な措置を行う。 (2) 管理する施設が地震、津波等により被害を受けたときは、被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事を実施する。特に、住民の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。 ア 堤防 イ 護岸、胸壁、水門・排水機場の全壊または決壊で、これを放置すれば著しい被害を生じるおそれがあるもの

○本編第3編第19章第1節第1項5「砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設」、6「治山・林道施設」

#### 第2項 応急工事施工の体制

○本編第3編第19章第1節第2項「応急工事施工の体制」

### 第2節 公共施設

○本編第3編第19章第2節「公共施設」

#### 第1項 応急対策

町は、所管する各施設管理者に対し、災害時における施設の機能の確保及び利用者等の安全確保を図ることを目的に、災害後の応急措置、応急復旧に必要な措置について指導を行う。

## 1 応急対策計画の策定

公共施設等の各施設管理者は、災害時における応急対策を円滑に実施するため、応急対策計画を定めておく。応急対策については、それぞれの施設の管理者が定めるものであるが、計画すべき対策の要点は次のとおりである。

- (1) 地震情報等の施設利用者等への伝達
- (2) 避難誘導等利用者の安全確保措置
- (3) 応急対策を実施する組織体制の確立
- (4) 火災予防等の事前措置
- (5) 応急救護措置
- (6) 施設設備の点検

## 2 震災時の応急措置

各施設管理者は、あらかじめ定めた応急対策計画により、迅速かつ適切な応急措置を実施する。

### (1) 緊急避難の指示

管理者は、災害状況に応じ適切な避難誘導を実施し、入所者等の安全確保に努める。

### (2) 被災状況の把握

管理者は、災害の規模、利用者・入所者、職員、施設設備等の被災状況の把握に努める。

### (3) 応急対策の実施

ア 被災当日及びその後における施設の運営

イ 施設管理に必要な職員を確保し、施設設備の保全措置

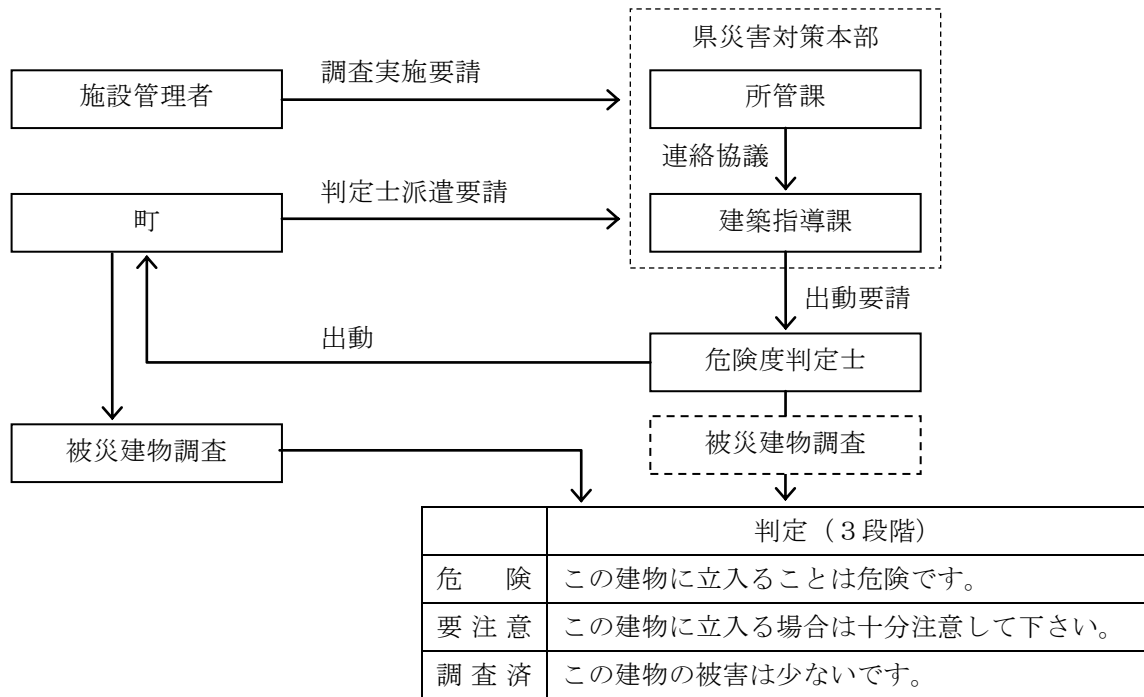
ウ 利用者・入所者の家族への連絡措置

### (4) 報告・応援要請

管理者は、被災状況について町の各施設所管課に報告するとともに、必要な応援要請を行う。

### (5) 二次災害防止措置

二次災害の防止や建築物の応急復旧を効果的に行うため、建物の危険度の判定を実施する。



## 第2項 復旧対策

○本編第3編第19章第2節第2項「復旧対策」

## 第3節 住民への広報活動

○本編第3編第19章第3節「住民への広報活動」



## 第 19 章 広域消防応援・受援に係る計画

○本編第 3 編第 2 4 章「広域消防応援・受援に係る計画」

## 第20章 津波災害応急対策計画

津波からの避難は、住民自らが津波警報等の情報を把握し、迅速かつ主体的に避難することが最も重要であることから、住民等が円滑かつ安全に避難行動がとれるよう対策を定める。

### 第1節 避難指示の伝達

#### 第1項 避難指示の発令

津波には、到達時間の極めて短いものから、到達までに相当の時間を要するものまでであるが、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことによって避難が遅れることのないよう、町は、次の判断基準に基づき、いずれかの場合にただちに避難指示を行う。

- 1 強い揺れ（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりした揺れを感じて避難の必要を認める場合

※沿岸近くで地震が発生した場合、極めて短時間で津波が到達することも考えられるので、津波被害が発生する地震の特徴をあらかじめ把握しておくとともに、地震発生後に津波に対する安全性が確認できない場合は、直ちに避難指示を発令する必要がある。

- 2 大津波警報、津波警報又は津波注意報を覚知した場合

#### 第2項 避難指示の伝達

避難指示は、次の事項について、その内容を明らかにして実施する。

- 1 町は、避難指示を行ったのち、その内容を町防災行政無線、広報車、メール、報道機関の協力等あらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し、周知する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。

この場合、情報の伝わりにくい高齢者、障害者等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮する。

- 2 津波警報等に応じて自動的に避難指示を行う場合でも、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域の住民等に伝達する。

#### 第3項 避難指示の解除

当該津波予報区（本町は「山口県瀬戸内海沿岸」）の津波警報等が解除されるまで、避難指示の解除は行わない。

### 第2節 住民等の避難行動

沿岸地域において強い揺れ等を感じた時は、住民、船舶等は、次の避難行動をとるものとする。

#### 1 住民に対する内容

- (1) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで高台や津波避難ビル等に避難する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ等を通じて入手する。

- (3) 揺れを感じなくても津波注意報が発表されたときは直ちに海岸から離れ、大津波警報又は津波警報が発表されたときは急いで高台や津波避難ビル等に避難する。
- (4) 津波注意報でも危険であるので海水浴や海釣りは行わない。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので津波警報等の解除まで避難を継続し、沿岸部に近づかない。

## 2 船舶に対する内容

- (1) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）に退避する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ等を通じて入手する。
- (3) 揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときは、直ちに港外※（水深の深い広い海域）に避難する。
- (4) 港外に避難できない小型船舶は、直ちに陸上の高台に避難する。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので津波警報等の解除までは沿岸部に近づかない。  
※時間的余裕のある場合にのみ行う。
- (6) 津波に対する協議会等が設立されている地域、港においては、港長等から発令された勧告等のおり安全対策を実施する。

## 第3節 避難誘導

- 1 町は津波避難計画等に基づき、住民等が迅速かつ安全に避難が行えるよう誘導する。
- 2 避難誘導や防災対策を行う消防職団員や警察官、町職員は、安全が確保されることを前提とした上で、避難誘導を行う。
- 3 予想される津波到達時間を考慮しつつ、高齢者、障害者、妊産婦等要配慮者の避難支援等を行う。

## 第4節 津波災害情報等の連絡体制

- 1 町及び県、関係機関は、震災対策編第3編第2章「災害情報の収集・伝達計画」により、津波等に関する必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに住民及び関係機関に伝達する。
- 2 町及び県は、津波警報、避難指示の伝達に当たっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM含む。）、周防大島町防災メール配信システム、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- 3 報道機関の協力を受けて、住民等に対し広報を行う。

## 第21章 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震による被害の発生を防止又は軽減するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、地震防災体制の推進を図る。

### 第1節 総則

#### 第1項 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

推進地域は次の指定基準のいずれかに該当する地域を有する市町村であり、本町は推進地域である。

- 1 震度6弱以上の地域
- 2 津波高が3m以上で海岸堤防が低い地域
- 3 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

#### 第2項 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者（以下「町内防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、震災対策編第1編第1章第4節「防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び住民・事業所のとるべき措置」に定めるとおりである。

### 第2節 南海トラフ地震の概要

#### 第1項 地震の概要

駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね100～150年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。この地域における地震は震源位置によって、東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれるが、過去に3地震が個別に又は2地震あるいは3地震が同時に発生した様々なケースがあったと考えられている。このうち、駿河湾付近では、1854年の安政東海地震の後、約160年間にわたり巨大地震が発生しておらず、プレート境界での歪みが臨界状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大な地震（東海地震）が発生してもおかしくないと想定されている。

一方、東海地震の震源域と連なる遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界においては、1854年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944年に昭和東南海地震、1946年に昭和南海地震が発生している。昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震はそれ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さい規模とされ

ている。巨大地震の発生間隔が約100～150年であることから考えると、今世紀前半にも当該地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されている。

東海地震が発生していない現状に鑑み、平成23年8月に内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」においては、「科学的に想定し得る最大規模の地震・津波」を想定した検討が行われ、関東から四国・九州にかけて極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、③時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること、④これらのことから、その被害は広域かつ甚大になること、⑤南海トラフ巨大地震になった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等が挙げられる。

## 第2項 地震発生確率

国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）地震調査委員会では、今後の地震発生確率を次のとおり評価している。

領域名	長期評価で 予想した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率		
		10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ	M8～M9クラス	20%程度	70%程度	90%程度

\*2015年1月1日時点の評価

## 第3項 南海トラフ巨大地震の被害想定

本町での被害は、死者が最大で71人と想定され、このうち67人（93%）が津波によるものである。建物の全壊・焼失棟数は最大で351棟と想定され、このうち液状化によるものが178棟と最も多く、次に多いのが97棟の津波によるものである。

ライフラインや交通施設の被害は主に揺れの大きい県東部や津波の影響を受ける沿岸部において多く、本町での避難者は約7,735人（直後）、経済被害額は約681億円と想定される。

○震災対策編第1編第3章第2節「被害想定結果」

### 1 震度分布

南海トラフ巨大地震は、東海、東南海、南海、日向灘等のトラフ沿いに震源を持つマグニチュード9クラスの地震を想定しており、山口県は震源からの距離が比較的離れているが、揺れ、液状化、津波による影響を受ける。

本町では震度6弱が想定されており、周辺の柳井市では震度6強、岩国市、和木町、上関町、田布施町、平生町で震度6弱、その他の市町でも震度5強ないし5弱の揺れが想定されている。

### 2 津波の高さ

山口県の瀬戸内海沿岸で3.8～3.0mの最高津波水位が想定され、周防大島町においては、小松港で3.7m、次に安下庄港の3.3m、久賀・白木港で2.8m、伊保田港で2.6mの最高津波水位が想定されている。

### 3 津波が到達するまでの時間

最高津波水位が本町に最も早く到達する時間は安下庄港で169分となっている。次に小

松港173分、伊保田港197分、久賀港417分、白木港で426分となっている。また、地震発生後に±20cm（海辺にいる人の人命に影響する恐れのある水位の変化）の変動が生じるまでの時間で最短となるのは白木港で24分となっている。次に小松港25分、久賀港40分、安下庄港46分、伊保田港で105分となっている。

○震災対策編第1編第2章第3節第2項5「最高津波水位等」

#### 4 被害想定

○震災対策編第1編第3章第2節1「南海トラフ巨大地震（周防大島町）」

#### 5 防災・減災対策による被害軽減効果

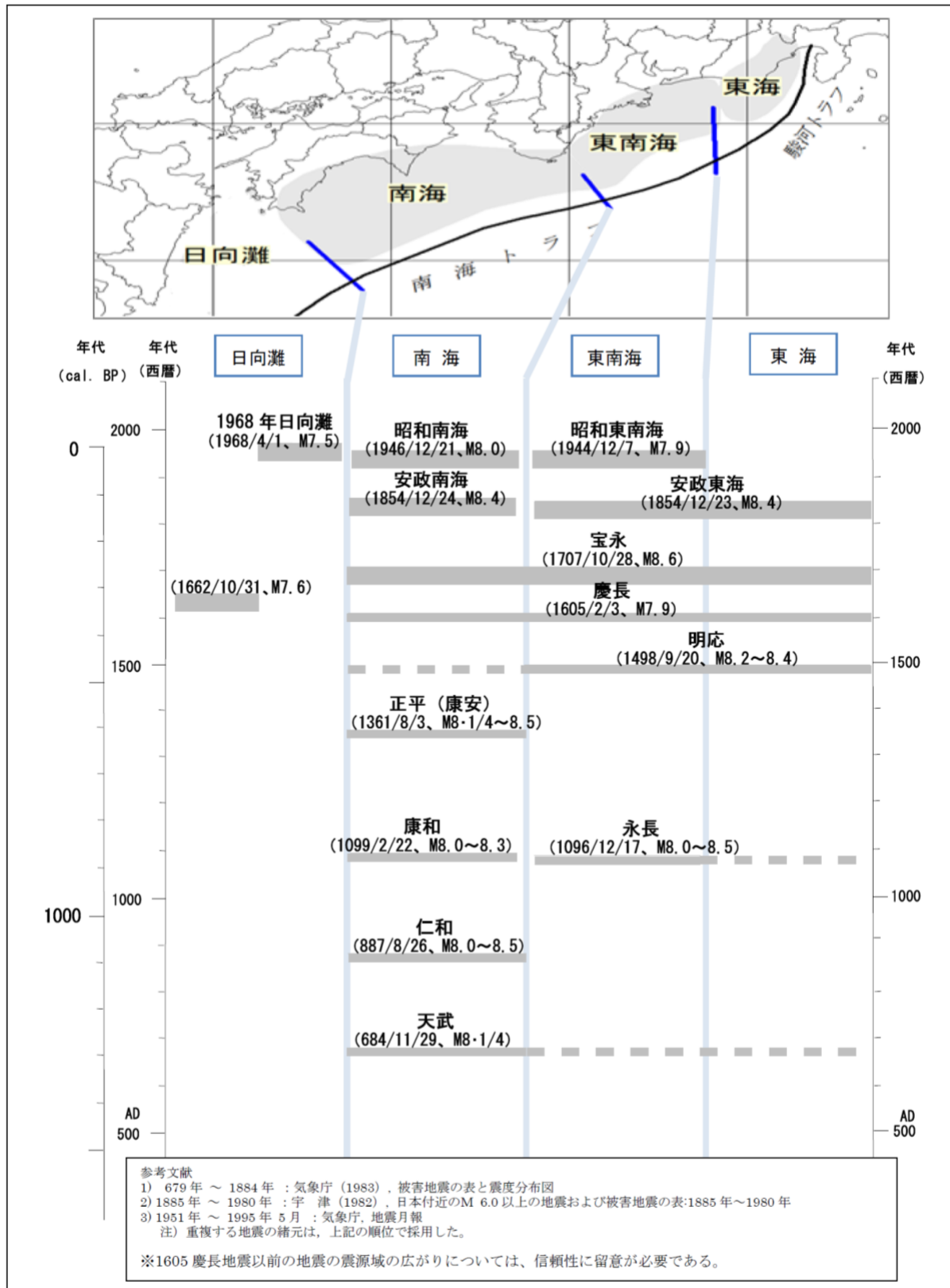
##### (1) 早期避難による死者数の軽減（津波）

早期避難率を100%（全員が地震発生後にすぐに避難を開始）まで向上させると死者67人が0人に減少【100%減】。

##### (2) 建築の耐震化による死者数の軽減（建物倒壊）

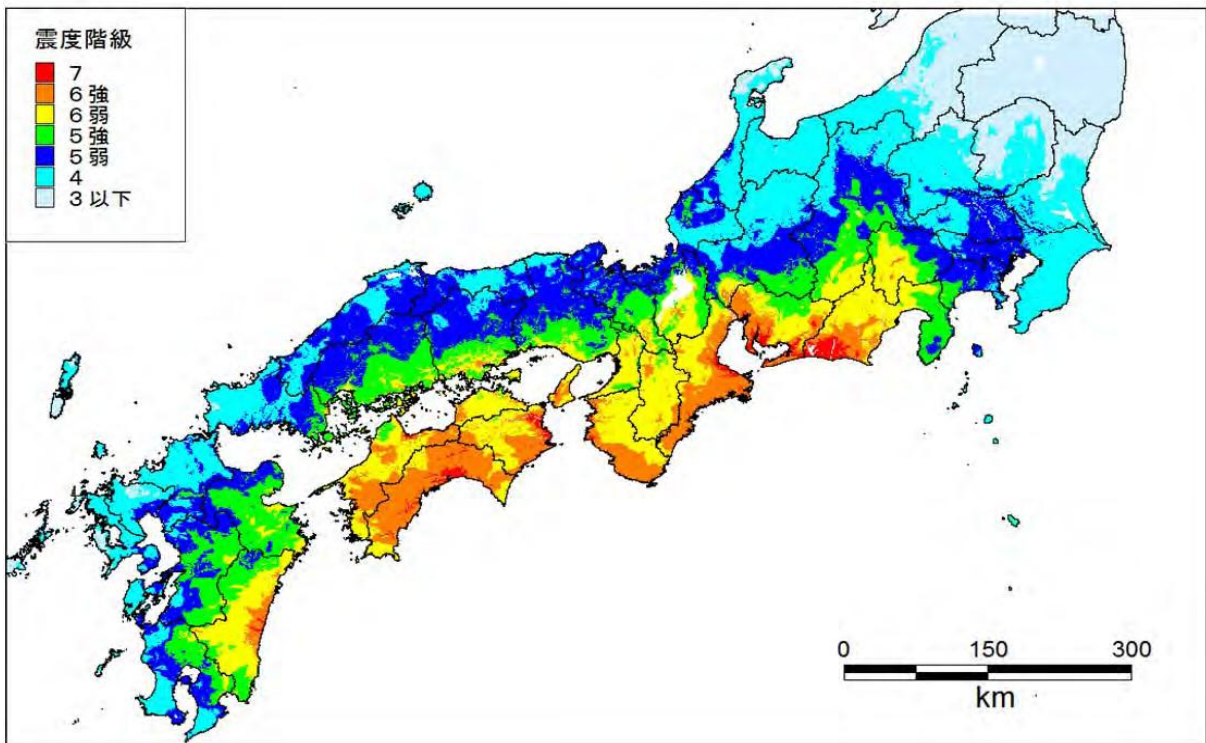
耐震化率を100%まで向上させると死者3人が0人に減少【100%減】

図1 南海トラフ沿いで発生が知られているプレート境界地震



出典：中央防災会議「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（平成23年12月27日中間とりまとめ）資料

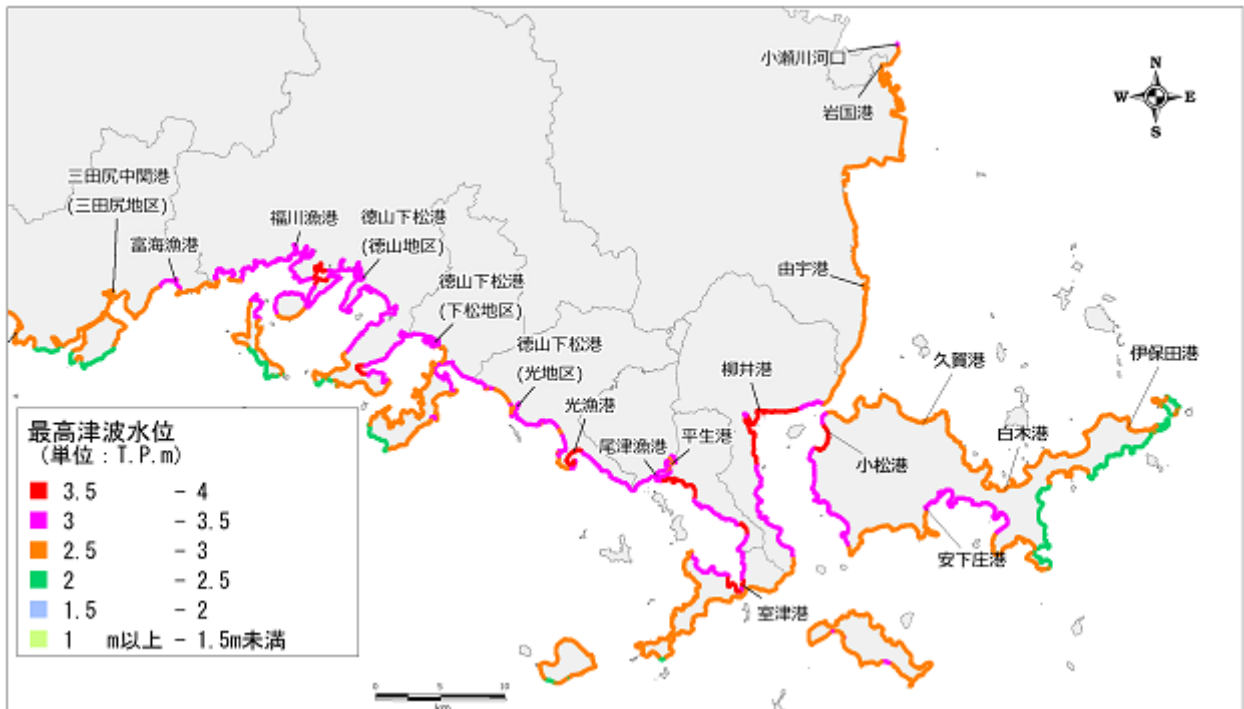
図2 陸側ケースの震度分布



陸側ケースの震度分布

出典：内閣府南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ「南海トラフ巨大地震の被害想について（第1次報告）」（平成24年8月29日中央防災会議）

図3 最高津波水分布（東部）



資料：「山口県地域防災計画 震災対策編」（平成27年度、山口県防災会議）をもとに抜粋



## 第3節 災害対策本部等の設置等

### 第1項 災害対策本部等の設置

町長は、南海トラフ地震又は当該地震(震度5弱以上)と判定されうる規模の地震(以下「地震」という。)が発生したと判断したとき、または瀬戸内沿岸に津波注意報発表された時は、災害対策基本法の規定に基づき、直ちに周防大島町災害対策本部を総務部長の所在する庁舎及び必要に応じて現地災害対策本部(以下「災害対策本部等」という。)を総合支所に設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

○震災対策編第3編第1章第1節第1項「災害対策本部の設置」

### 第2項 災害対策本部等の組織及び運営

○震災対策編第3編第1章第1節第1項2「町災対本部の組織及び運営」

### 第3項 災害応急対策要員の参集

#### 1 参集計画

○震災対策編第3編第1章第1節第4項2「職員の動員体制」

#### 2 職員の参集

○震災対策編第3編第1章第1節第4項3「動員の方法」

### 第4項 災害対策本部の廃止

○震災対策編第3編第1章第1節第1項2「町災対本部の組織及び運営」

### 第5項 山口県大島防災センターの活用

- 1 南海トラフ地震防災対策推進地域である周防大島町に甚大な被害が生じた場合等においては、大島防災センターに現地災害対策本部を設置する。
- 2 大島防災センターに現地災害対策本部を設置した場合には、必要に応じ自衛隊、警察、消防等関係機関のブースを設置し、また、物資や人員を集積するなど、各防災機関の活動拠点とする。
- 3 大島防災センターの備蓄庫に県の物資を備蓄する。また、流通備蓄物資を配布する場合には、ここを中間集積場所として活用する。

## 第4節 地震発生時の応急対策等

### 第1項 地震発生時の応急対策

#### 1 情報の収集・伝達

○本編第3編第2章第2節「災害情報収集・伝達計画」

○震災対策編第3編第2章第2節第2項「町の情報収集伝達措置」

## 2 津波に対する緊急措置

- (1) 強い揺れ（震度 4 程度以上）を感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、町長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう勧告・指示する。
- (2) 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときには、町長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう勧告・指示するものとする。なお、放送ルート以外の法定ルート等により町長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとる。

## 3 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努める。

## 4 二次災害の防止

町は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

○震災対策編第 3 編第 1 2 章「水防・消防、危険物等対策計画」

## 5 救助・救急・消火・医療活動

職員は発災後、別に定めた初動活動に基づき必要な措置をとる。

○震災対策編第 3 編第 3 章「救助・救急、医療等活動計画」

## 6 物資調達、供給活動

町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を都府県に供給要請する。

○震災対策編第 3 編第 9 章「食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画」

## 7 輸送活動

町は関係機関と協力し、緊急用道路の啓開に努める一方、物資の緊急輸送に協力を求める。

○震災対策編第 3 編第 7 章「緊急輸送計画」

## 8 保健衛生・防疫活動

町は関係機関と協力し、短期・中期・長期の各期間に必要な保健衛生を維持する。また、疫病の発生を阻止するため防疫活動を迅速に行う。

○震災対策編第 3 編第 1 0 章「保健衛生計画」

## 9 その他

町はその他必要に応じて応急対策を講ずる。

## 第2項 物資等の調達手配

### 1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策及び人命救助等に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。
- (2) 町は、県に対して管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

### 2 人員の配備

町は、人員の配備状況を山口県に報告する。

### 3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

## 第3項 他機関に対する応援要請

### 1 応援協定

【資料編：3. 協定一覧】

### 2 応援の要請

○震災対策編第3編第6章「応援要請計画」

## 第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

### 第1項 津波からの防護のための施設の整備等

#### 1 対応方針

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合には、テレビ・ラジオ報道、防災無線放送又は広報車による情報を確認した後、津波の到達時間に配慮し水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検、その他所要の被災防止措置を講じる。

#### 2 整備の内容

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定める。

- (1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
- (2) 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
- (3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
- (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画

(5) 同報無線の整備等の方針及び計画

## 第2項 津波に関する情報の伝達等

○震災対策編第3編第2章第2項「町の情報収集伝達措置」

## 第3項 避難対策等

1 町は、県の津波浸水想定等を踏まえ、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるように作成した「周防大島町津波ハザードマップ」の見直しに努めるとともに、その周知を図る。

○震災対策編第2編第17章第2節第1項2「津波ハザードマップの作成・周知」

2 町は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示・勧告の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画の早期作成に努める。

○震災対策編第2編第17章第2節第1項3「町の津波避難体制の確立」

3 町は、想定される最大規模の津波にも対応できる避難場所として、国、地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行う。

○震災対策編第2編第9章第1節第4項「避難場所及び避難所の指定」

## 第4項 消防機関等の活動

消防機関及び水防団は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

- 1 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- 2 津波からの避難誘導
- 3 土のう等による応急浸水対策
- 4 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- 5 救助・救急等
- 6 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
- 7 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

○震災対策編第3編第12章「水防・消防、危険物等対策計画」

## 第5項 水道、電気、通信、放送関係

1 水道

○震災対策編第3編第17章第3節「水道施設」

2 電力

○震災対策編第3編第17章第1節「電力施設」

3 ガス

○震災対策編第3編第17章第2節「ガス施設」

#### 4 通信

○震災対策編第3編第17章第5節「電気通信設備」

#### 5 放送

○震災対策編第3編第2章第4節「災害時の放送」

### 第6項 交通対策

#### 1 道路

○震災対策編第3編第7章第5節「交通規制」、第13章第1節「陸上警備計画」

#### 2 海上及び航空

○震災対策編第3編第13章第2節「海上警備計画」

#### 3 公共バス

(1) 走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置を実施する。

(2) 走行中のバス乗客や停留所等に滞在する者の避難誘導計画等を定める。

### 第7項 町が自ら管理又は運営する施設に関する対策

#### 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

##### (1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

イ 入場者等の安全確保のための退避等の装置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

##### (2) 個別事項

ア 病院等

重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置。

イ 学校等

当該学校等が、町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置イ当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置。

ウ 社会福祉施設

重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

## 2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

### (1) 災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者の措置

災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、1「不特定かつ多数の者が出入りする施設」に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

### (2) 避難所等の管理者の措置

この推進計画に定める避難場所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は第1 項1 又は第1 項2 の掲げる措置をとるとともに、町が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

## 3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

## 第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

施設の整備は概ね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

### 1 建築物、構造物等の耐震化

○震災対策編第2編第5章「建築物・公共土木施設等の耐震化」

### 2 避難地の整備

○震災対策編第2編第4章第1節「避難地の整備」

### 3 避難路の整備

以下に定めるほか、整備計画を別に定める。

○震災対策編第2編第9章第1節第5項「避難場所への経路及び誘導方法」

### 4 津波対策施設

○震災対策編第2編第17章第3節「海岸保全施設等の整備」

### 5 消防用施設の整備等

町は、別に定める整備計画に掲げる消防用施設及び消防用資機材の整備を行うものとする。

○震災対策編第2編第11章第3節第2項「消防資機材の整備」

- 6 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備  
町は、別に定める整備計画のとおり緊急輸送道路等の整備を行うものとする。  
○震災対策編第2編第4章第4節「道路の整備」、第7節「港湾・漁港の整備」
- 7 通信施設の整備  
○震災対策編第2編第7章第1節第2項「情報通信体制の確保」

## 第7節 防災訓練計画

- 震災対策編第2編第3章「防災訓練の実施」、第17章第1節第3項「津波防災訓練」

## 第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

### 第1項 町職員に対する教育

- 震災対策編第2編第1章第2節第1項「町職員に対する教育」、第17章第1節「津波防災意識の向上」

### 第2項 住民等に対する教育

- 震災対策編第2編第1章第2節第3項「住民に対する普及啓発」、第17章第1節「津波防災意識の向上」

### 第3項 児童、生徒等に対する教育

- 震災対策編第2編第1章第2節第2項「児童・生徒に対する教育」、第17章第1節「津波防災意識の向上」

### 第4項 防災上重要な施設管理者に対する教育

- 震災対策編第2編第1章第2節第4項「防災上重要な施設の管理者等に対する普及啓発」、第17章第1節「津波防災意識の向上」

### 第5項 自動車運転者に対する教育

- 震災対策編第2編第1章第2節第3項「住民に対する普及啓発」、第17章第1節「津波防災意識の向上」

### 第6項 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る

【資料編：資料 震 3-21-8 (別表) 南海トラフ地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域】

【資料編：資料 震 3-21-8-2 (付図)】